

名古屋市政資料

2008年11月定例会

No.161

2008年12月25日

発行 日本共産党名古屋市会議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail : dan@n-jcp.jp

ホームページ <http://www.n-jcp.jp/>

名古屋市11月定例会(2008年11月17日～12月5日)

◆11月定例会について	1
■議案質議	
◇かとう典子議員 住民税の年金天引きはやめ、本丸御殿復元工事の着工中止を	2
■議案外質問	
◇さとう典生議員 定額給付金より福祉を／L R Tを／市営住宅の取り壊し	4
◇くれまつ順子議員 市民病院でお産を／国保証を奪うな／産廃施設の操業停止を	9
◇田口かずと議員 地球温暖化防止対策に企業への規制強化を	14
■各常任委員会の概要(条例・補正予算等)	19
■主な議案への各会派の態度(補正予算等)	20
◇反対討論(江上博之議員) 陽子線がん治療施設は市がやることではない	23
■請願・陳情について	
◇請願に対する態度	24
◇受理された新規請願・陳情	28
■意見書・決議	35

名古屋港管理組合議会11月定例会(11月10日)

■一般質問	
◇山口きよあき議員 貨物量とコンテナバース／防災対策／イタリア村破たん	39

その他

◆閉会中の委員会審査について	49
◆声明・申し入れ	51
◆資料	53

12月3日の市民犠牲許すな市民集会で市役所前までデモ行進し、シュプレヒコールを上げる参加者



11月定例会について

一、市長提案30件、議員提出議案9件が可決されました。

日本共産党市議団は、市職員の給与を0.61%引き下げる条例案と関連する補正予算案5件、65才以上の個人市民税を年金から天引きする条例、65～74才世帯の国保料を年金から天引きする条例および中区大井町の住民を追い出し高層マンションを建築する条例案に反対。また、名古屋城本丸御殿復元の工事契約、陽子線がん治療施設の取得に反対。財界出身者をあてる愛知県公安委員会の選任に反対しました。その他は原案に賛成しました。

一、議案質疑には、かとう典子議員が市民税条例一部改正と本丸御殿復元工事契約について質問しました。

一、議案外質問では、さとう典生議員が定額給付金、LRT・次世代型路面電車システム、市営永金荘の解体工事について、くれまつ順子議員が市立病院の助産師の活用と通常分娩での役割發揮、子どもがいる世帯への国保資格証明書発行、松河戸の産廃焼却施設について、田口一登議員が地球温暖化対策について、それぞれ市の対応をたしました。

一、意見書は、各会派から提出された14の意見書案が議会運営委員会理事会で協議され9件が可決されました。日本共産党提出の「信用保証制度における責任共有制度に伴う金融機関の指導監督に関する意見書」と「社会保障予算に関する意見書」の2件が協議修正のうえ可決されました。

一、陽子線がん治療施設建設の議案について、江上博之議員が反対討論に立ち、①300万円もの治療費は誰もがかかれる施設ではない②県外の患者まであてにしており、国や県が整備すべき施設③運営・維持管理のすべてを民間会社1社にゆだね市の責任が果たせない、の3点を指摘しました。

一、請願審査では、「障害者授産施設の直営存続と障害者施策の拡充」「介護保険制度の抜本的改善・充実及び後期高齢者医療制度の廃止」「公立保育所の廃止計画撤回」の不採択について異議申し立てを行いました。新たに「国保料引き下げ」などの請願に紹介議員になり受理されました。

2008年11月議会日程

月日	曜	時間	会議	備 考
11/17	月	11:00	本会議	開会 給与条例の提案提案 その他議案の説明
11/18	火	10:00	精読	議案説明会
11/19 ～20	水 ～木	10:30	委員会	給与条例の質疑 意思決定
11/21 ～26	金 ～水	10:00	本会議	議案質疑 議案外質問 給与条例の 委員長報告、採決
11/27 ～ 12/3	木 ～水	10:30	委員会	質疑 所管事務調査 意思決定
12/4	木	13:00	本会議	委員長報告、採決

議案質疑(11月21日)

市民税や国保料を年金から天引きするな。名古屋城本丸御殿の復元工事は今やることではない かとう典子 議員



名古屋市市税条例の一部改正について

市民税の年金天引きをやめよ

【かとう議員】 公的年金から個人市民税を特別徴収、すなわち天引き徴収する条例の改正について質問します。

これまで所得税、介護保険料が天引きされていましたが、今年4月から後期高齢者医療制度の保険料の天引きが始まり、来年10月から65歳から74歳までの国民健康保険料とあわせて個人市民税も年金から天引きするとのことです。一人世帯で155万円以上、夫婦世帯で211万円以上なら年金から強制的に天引きするとしています。高齢者の6割が年金収入のみであり、年金しか収入のない高齢者にとって、毎月の家計のやりくりが四苦八苦している中で、納税方法の相談の余地もなく、無理やり税金を徴収するものでしかありません。病気や入院でお金が要り用になり、払う時期を少し遅らせてほしいという申し出があったときにどのように対処できるのでしょうか。まさに人の財布に手を入れてむしり取るやり方といっても過言ではありません。納税者は、税金を納める義務とともに、納め方を選ぶ権利もあり、本人の同意なしに個人の財産である年金から一方的に天引きすることは許されません。

個人市民税の、年金からの天引きは、市民の納税方法の自主決定権を侵害するものであると考えますが、見解を求めます。

住民税の天引きで利便性が向上する（局長）

【財政局長】 出かけなくてもすむ利便性や納付忘れの防止による徴収の効率化から導入される。個人住民税では一定の年金額以上の方に適用される。納付が現在の年4回から年6回になり、緩やかな負

担になる。

全国一律に実施され、広報なごや等による広報や納税通知書送付時など個別的な広報にも努める。

名古屋城本丸御殿復元工事の契約の締結について

本丸御殿の工事は今やることではない

【かとう議員】 名古屋城本丸御殿復元工事は、入札予定価格は123億4千万円で、10月3日に間組JVが109億7千万円で落札しました。しかし、10年の長期にわたり巨額の支出をしてもよいのか、今一度考えるときではないかと思います。

今、市民の暮らしは、定率減税の廃止、国民健康保険料や介護保険料などの負担増、物価の値上げなどの上に、さらに、アメリカの金融危機の影響を受け、かつてないほど厳しくなっています。こんな時だからこそ、予定を変えてでも、市民生活を守る緊急対策が求められます。たとえば、家計で考えるなら、家計が厳しければ、高い買い物は控えるのではありませんか。市民の生活が厳しい今「なぜこんな時に本丸御殿」と、税金の使い方に対する批判も少なくありません。もっと市民生活に目をやるべきではありませんか。

ところで、松原市長は去る10月23日「4選出馬はしない」と表明されました。それなら、来年4月には新市長が誕生するのですから、この時期に長期の事業の契約を行なうことは、後にタガをはめることになるではありませんか。なぜ、今の巨額の事業の契約を進めるのか疑問です。そこで市長にお尋ねします。今の時期に契約はすべきでないと思いますが、お答えください。

本丸御殿は意義ある事業（市長）

【市長】 名古屋城本丸御殿の復元は一大文化事業として取り組み、文化庁の許可もいただいている。

本丸御殿を郷土名古屋の誇り高き文化的シンボルとして復元し、近世武家文化を体験できる屈指の名城として再生したい。本丸御殿積立基金は10月末までに1万1千件余の市民や団体から38億5千万円を超える寄附をいただき、関連グッズによる企業協賛も拡がり、機運も様々な形で重層的に高まってきた。市民の要望を受け、全体の工期を10年に短縮した。国からの補助も認められ、愛知県にも補助をお願いしている。

2010年は開府400年であり、その時に一部公開することは大変意義のあることと考えており、今年度中に着工できるよう、契約議案として上程させていただいた。

談合グループなのに告発を逃れた企業が受注した

【かとう議員】落札した間組は、昨年発覚した本市の地下鉄工事をめぐる談合事件で、他の企業と共に指名停止を受けた企業です。他の企業は現在も指名停止中ですが、間組は、同事件での談合をみずから申告し、公正取引委員会の刑事告発を免れたことにより指名停止期間が短縮され、今年3月19日で指名停止期間が終了しています。しかし、刑事告発は免れても、独占禁止法違反の談合を行った企業には間違いありません。地下鉄工事談合事件は、市民の記憶に新しく、これから本丸御殿を見るたびに、地下鉄の談合事件を思い出すことになるのではありませんか。

自らの告発で、談合業者の指名停止期間が短くなるという制度を利用し、指名停止期間を短くした企業に、この工事を任せることは、市民感情として受け入れられないのではないかと思います、お答えください。

指名停止は終了しており、問題ない

【財政局長】本市地下鉄工事を巡る入札談合事件で、事件に関与した33者全ての事業者について、それぞれ6カ月から24カ月までの指名停止を行っており、本丸御殿復元工事の仮契約の相手方である特別共同企業体の代表構成員に対しても、平成19年3月20日から平成20年3月19日まで12カ月間の指名停止の措置を行った。

本工事の入札を執行する際には、「公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者」

との資格を設けたが、仮契約の相手方である特別共同企業体の代表構成員は、今回の本丸御殿復元工事の入札手続期間中に指名停止は満了しており、問題はない。

まったく冷たい態度だ

【かとう議員】景気の悪い今だから、市民の暮らしに目を向けてほしいと言っているのに、市長も財政局長も、市民の暮らしに目を向けないまったく冷たい態度で、まったく答えになっていません。委員会での審議にゆだね、私の質問を終わります。

議案外質問(11月21日)

世論も見放した定額給付金は白紙撤回を／L R T の早期導入に動け／市営永金荘解体工事は住民の 声を聞け さとう典生 議員



定額給付金について

「公金を使った選挙買収」だ

【さとう議員】麻生内閣が景気対策の目玉として打ち上げた「定額給付金」について質問します。

アメリカ発の金融危機が、日本経済にも深刻な影響を与えており、景気悪化から国民生活を守ることが喫緊の課題となっています。しかし、たった1回限りの「給付金」で、景気がよくなるのでしょうか。家計を支援すると言うのなら、自公政権が、高齢者への増税や定率減税の廃止、医療改悪や年金保険料の連続引き上げなどで国民に押しつけてきた年間1兆3兆円、一人当たり10万円にものぼる負担増・給付カットこそ見直すべきです。

しかも、この提案では3年後に消費税の増税が待ち受けています。まさに、「大増税予約付きの給付金」、バラマキは一瞬、増税は一生ついて回る。これで、どうして景気がよくなるのでしょうか。

さらに、政府・与党は、右往左往したあげく、自治体に丸投げし、混乱と負担を自治体におしつける。こんな無責任なやり方は前代未聞です。

「定額給付金」は、まじめな景気対策と呼べるものではなく、「公金を使った選挙買収」といわれても仕方がない代物だといわなければなりません。国民世論からも見放され、マスコミからも見放され、自治体からも疑問の声が出されています。

そこで、松原市長にお尋ねします。定額給付金は経済効果があると考えているのか。所得制限や支給方法が市町村に任せられたことについて、どのように受けとめているのか。所得制限を設けるのか。給付金支給にともなう市の事務量の増大、事務費の負担、「二重取り」や「支給漏れ」など



の混乱など課題が山積しているが、対処できるのか。政府は今年度内の支給をめざすとしているが、その見通しはあるのか補正予算の策定など手続きが必要であるが、どうするのか。

以上、4点お答えください。

できるだけ早く制度の詳細を示していただきたい(市長)

【市長】内閣府特命担当大臣の発言によると、今後1年間で実質GDPを「0.1%」押し上げる効果があるとされている。

所得制限については、課税のために保有する所得情報を目的外に利用できないという法令上の制約など、実際に所得制限を設けるのは難しいのではないかと考える。今後、制度の詳細が国から示された段階で具体的に検討したい。

現段階では、具体的な事務量を想定することは困難であり、給付対象者が220万人を超える本市では、膨大な作業とそれに伴うさまざまな課題が想定されるが、全庁あげて取り組み混乱なく実施できるよう努めたい。事務費については、11月14日に、指定都市市長会から「支給に必要な事務費や人件費を含め、各自治体に負担が生じることのないよう財政措置を講ずること」という緊急意見を政府に提出し、対応を要請している。

支給時期の見通し及び市の補正予算の策定手続きは明確に示せる状況にはない。

国において、できるだけ早く制度の詳細を示していただきたいが、決定された場合には、給付金の支給に停滞が生じないよう適切に対応したい。

白紙撤回しかない（意見）

【さとう議員】結局、国に追随する姿勢で残念です。国が間違ったことをやろうとしたら、それをいさめることも自治体の責任です。

さて、答弁ではGDPを「0.1%」押し上げるので経済効果を期待している、とのことでしたが、それは認識が間違っているといわざるを得ません。

10年前の地域振興券のときの国の調査による効果分析ではGDPの0.1%程度とされていて、ほとんど効果がなかったのは皆さんご存じの通りです。

今回についても、地元の銀行系のシンクタンクが試算しています。それによれば、東海3県に与える消費効果は568億円。消費が他産業を刺激し、経済成長率を押し上げる効果は0.1%にとどまり、「景気浮揚効果はほぼゼロにひとしい」としています。あわせて、景気対策ならば、公共事業の方が有効と、指摘しています。これは、まさに正論です。

本市での給付金は335億円と聞いていますが、このお金を国保料や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを引き下げ、高齢者の医療費の減免を行うべきではないでしょうか。定額給付金は政府に白紙撤回するようもとめるべきです。

しかも、年度末で転勤など住民異動の多い、4月には市長選挙も控えて、なにかと一番忙しい時期に膨大な事務が窓口となる区役所に押しつけられることになれば、大混乱であります。政権与党の党

略的な「定額給付金」に地方自治体は協力する必要はありません。この点からも、白紙撤回を求めるべきであります。

この不況を解決する道は「外需だのみから内需主導へ」日本経済の体質を改善することです。社会保障を手厚くし、正社員の採用など雇用を改善し、家計を暖め、国民の購買力を増やすことが求められていると指摘しておきます。

LRT・次世代型路面電車システムの導入についてについて

基幹バス2号系統をLRTに切り替えるなどの具体化促進を

【さとう議員】2005年2月議会で私はLRTの導入について質問しました。そのとき市長の答弁は「なごや交通戦略においても、今後の課題として、LRTなど軌道系の新しい交通システムについて調査研究が必要であると位置づけられている」「新しい大変魅力のあるシステムであり」「注目をしている」と前向きでした。しかし、この3年間、少しも動いていないようです。

ヨーロッパでは、パリでの路面電車復活が話題になるなど、LRTの導入が着々とすすめられています。国内でも、一昨年4月に、富山市でLRT導入が行われました。郊外に拡がっていく都市構造から、公共交通を整備して市街地に居住を誘導し、コンパクトシティをつくるという構想の下にLRT導入が行われました。JR富山港線の廃止に伴い線路を譲り受け、駅前まで道路上に軌道を敷設し、新型の低床式車両を導入しました。富山につづいて、宇都宮、京都、大阪・堺、東京都豊島区、新潟などで導入の検討がされています。



本市もこれらの都市に遅れることなく、L R Tの導入に向けて足を踏み出すときです。環境首都をめざす本市にとってふさわしい交通手段です。地球温暖化防止対策として自動車からのCO2排出を減らすこと、すなわち車の数を減らすことが大きな課題です。車の比率が高い中7:3から6:4へと公共交通を増やす目標を達成するためにもL R Tの導入を行うべきです。

また、これからの高齢化社会を迎えて、自動車の運転を断念する高齢者に、バリアフリーの移動手段として、L R Tの役割は高いものがあります。さらに、本市はデザイン都市宣言もしています。ユネスコのクリエイティブ・シティズ・ネットワークにデザイン分野で加盟が認定されました。斬新なデザインのL R Tを走らせ、トランジットモール化による中心市街地の活性化を行えばデザイン都市として面目躍如、大変大きなインパクトを与えることになります。L R Tは都市デザインでも大きな比重を占めます。このように、名古屋こそがL R Tを導入して、21世紀の先進都市として、名乗りを上げるべきだとわたしは考えます。

そこで、本市として、L R T導入の必要性をどのように考えているのか。総務局長にお尋ねします。前回の質問では広小路にトランジットモール化と合わせて導入してはどうかと提案しました。今回はさらに一歩進めて、基幹バス2号系統をL R Tに切り替えてはどうか提案します。

L R Tは15kmくらいの距離で時間あたり5,000人から15,000人程度の中量輸送に適しているといわれています。基幹バス2号系統は栄から引山まで走行距離10.21kmで、もともと中央走行ですから、これを軌道にすればよいわけです。また、いまのバスレーンは交差点の通過時に進路を変えるため、左右に揺れ、そのたびに踏ん張らなくてはならず、乗り心地がよくありません。軌道走行に変えれば、乗り心地も格段によくなります。定時制の確保、輸送能力の向上に役に立ちます。パークアンドライドなどの施策も通じて、自家用車からの乗り換えを促進すれば、自動車が減って古出来町線の道路渋滞の解消にもつながります。

そこで、総務局長に伺います。基幹バス2号系統のL R Tへの転換に着手することを求めます。

いかがでしょうか。

具体的な路線の導入には調査・研究を踏まえた議論が必要(局長)

【総務局長】L R Tは、優れた走行性能とか正確な運行時間、高い輸送力を持った、人や環境にやさしい都市公共交通システムです。バリアフリー性が高く、また、デザイン性の高い車両・停留所により、街のシンボルとして賑わいの創出にも寄与するものと考えている。

L R Tを導入するためには、導入に適した場所はどこか、どこが主体となって整備や運営を行うのか、事業として採算が取れるのかななどの様々な多くの課題がある。

こうした課題に対する十分な調査・研究を踏まえた上での議論が必要と考える。

一刻も早く、議論に着手を(要望)

【さとう議員】答弁では、調査研究をふまえた上での議論が必要とのことでした。ならば、一刻も早く、議論に着手することを求めます。

3年前に、国土交通省はL R T総合整備事業を制度としてつくり、L R T導入計画ガイダンスをまとめています。L R Tはまちづくりと一体となった導入計画が必要です。30年から50年先を見てすすめることが求められます。自分たちがどのような町に住みたいのかという哲学の問題です。ヨーロッパの経験でも熱意と強力なリーダーシップが必要とされています。市長の熱意とリーダーシップが問われていると申し上げておきます。

市営永金荘について

解体工事の進め方に不安

【さとう議員】市営永金荘の建て替えに伴う、解体工事について質問します。

市内での建築工事に伴って発生する、各種建築紛争について本市は条例を作って業者に紛争解決の努力義務を課しています。

本市が市営住宅の改築を行う場合もこの条例の適用を受けるのは当然です。その際、民間業者の場合よりもいっそう住民の要望にこたえる必要が

あると思います。

そのような立場を要請される本市が、市営永金荘の解体工事にあたって、地元住民とどのような関係を築いて、対応するのかが問われています。

説明会を3回開いたと聞いております。ところが、地元からの工事協定案が示されて、アスベストの除去方法、周辺住宅など事前調査の範囲と個数、騒音・振動など工事に伴う問題を話し合っている中で、もう、これ以上市として対応できることはないと一方的に、「説明会は行わない。工事協定は結ばない。」と打ち切りを表明したそうです。

地元では「予定価格の半分で落札したが、きちんと工事が担保されるのか」「現場での監督はどうするのか」など、まだ協議したい項目があるのに突然打ち切りを言い出すのは、市の責任逃れだと怒っています。地元の要望の主な点は、工事に伴う被害が予想される周辺の事前調査、特に精密機械を使用している工場への対応と工事中における騒音計と振動計の設置です。そして、市と業者と地元の三者で工事協定を結ぶことを求めています。永金荘は住宅密集地での建て替えです。今後こうした市街地での改築も増えてきます。その場合に名古屋市がどのような対応をするのかの試金石です。

そこで住宅都市局長にお尋ねします。話し合いを打ち切るのではなく、誠意を持って話し合いを続け、合意を広げる努力をして、工事協定を結ぶべきと考えますがいかがでしょうか。周辺の事前調査では精密機械を使用している工場には特別な対応が求められますが、いかがお考えでしょうか。解体工事の騒音、振動、埃などは周辺に大きな被害をもたらします。騒音計、振動計の設置は当然のことだと考えますが、どう対応されるのか。以上3点についてお答えください。

要望があれば適切に対応するよう努める

【住宅都市局長】市営永金荘の建て替えでは8月から10月にかけて説明会を3回開催し、建築計画等を説明してきた。この中で工事協定の提案があったので、要望されたもののうち対応可能な事項については、近隣住民に文書でお知らせしてきた。

その後も、引き続き近隣住民との話し合いを続

けており、先日も、ご要望にお応えして、取りこわし工事に伴う家屋調査の範囲を拡大した。いずれにしても、取りこわし工事では迷惑をかけることがあるが、今後とも近隣住民との話し合いを続け、要望があれば適切に対応するよう努める。

市営住宅の取り壊し工事においては、鉄筋コンクリート造建物の解体にともない、騒音・振動が発生する。そのため、騒音・振動対策として、騒音規制法・振動規制法の規定による特定建設作業実施届出書の提出など関係法令を遵守することに加え、低騒音・低振動に配慮した圧砕工法の採用、低騒音型・低振動型の建設機械の使用のほか、建物周囲の防音パネルの設置など、周辺環境に配慮した工事を行っているので騒音・振動の測定は行っていない。市営永金荘の取りこわし工事においても、これらの対策を講じて騒音・振動の抑制に努めていく。

敷地の南西に隣接する工場に対しては、今後、家屋調査を実施しますので、作業内容や使用機械等を聞き取り調査し、特殊な事情がある場合には、事業者と話し合いながら、本市の対応を検討する。

騒音計、振動計の設置を求める（再質問）

【さとう議員】話し合って、住民の要望にこたえたいという答弁でした。その通りきちんと行っていただきたいと思います。

その上で、答弁がなかったので、2点について再度質問します。

1点目は工事協定を結ぶ件です。先ほどの答弁では「対応可能な事項は文書で知らせた」とのことですが、地元の要望は協定を結んで欲しいということです。

民間業者でも協定は結びます。ぜひ、本市もこの要請にこたえていただきたい。

2点目は騒音計、振動計の件です。低騒音型、低振動型の建設機械を使うので、測定は行わない、という答弁でした。

しかし、絶対に音がでない、振動はないということではありません。地元が心配しているならばきちんと設置すればいいではないですか。しかも、低騒音、低振動工法だというなら、実証的にデーターを取ることに意味があります。是非設置すべきです。以上、住宅都市局長の答弁を求めま

す。

設置を含め検討する（局長）

【住宅都市局長】要望されたもののうち対応可能な事項を既にお知らせしたが、今後も近隣住民との話し合いを続けて、適切な対応に努めたい。

また、隣接する工場への対応は、工場の方と話し合いながら騒音計・振動計の設置を含め検討する。

ぜひ要望にこたえていただきたい（意見）

【さとう議員】ぜひ住民と話し合って、要望にこたえていただきたい。そのことを要望して質問を終わります。

参考・・・「定額給付金は選挙買収だ」 に関しての桜井議員の「議事進行」発言

【桜井議員】（議事進行）ただいま、さとう議員が定額給付金のことについて質問されたなかに、政府自民党が本件について選挙買収じゃないか、という発言があった。これについて、私はもとより、もっと温厚・特需な林議員と奥村議員もそれについてはいささか問題があると言っている。もう少しね、選挙買収とは一体何だ。これは。これはぜひ取り消してもらいたい。

【江上議員】（議運理事）さとう議員の発言はマスコミも含めて事実に基づいて質問しています。マスコミの報道も踏まえてちゃんとやっています。その点も踏まえて対処することをもとめます。

【議長】ご指摘のあった点は、後刻、速記録を調査し、前例に従い、議長において適宜の処置をとらせていただきます。

【さとう議員】（再質問の冒頭で）私の発言の内容に、「そのようなものだ、言われても仕方がない」と言ったが、すでにテレビの番組などで、わが党の国会議員がこのことを指摘しています。その場では与党の議員から反論はなかった。そのように理解しているのでそのように議長は図っていただきたい。

議案外質問(11月25日)

安心してお産ができる市民病院にせよ／子供のいる世帯には保険証をきちんと発行せよ／産廃焼却場の操業中止を求めよ くれまつ順子 議員



安心してお産ができる 市立病院について

医師不足のもとでも、安心してお産ができるように

【くれまつ議員】お産をめぐるのは、産科病院の閉鎖や病院統廃合があいつぎ、周産期医療センターにおいて妊婦の受け入れ拒否問題の報道が続いており、安心して子どもを産むことがますます困難になっています。こうした中で、国もようやく医学部の定員を増やすなどの対策をとり始めましたが、医師不足はすぐには解消されません。この現実をふまえて、5つの市立病院をどう安心してお産ができる病院にするか、伺います。

助産師の積極的な活用を

【くれまつ議員】まずは、助産師の積極的活用です。市立病院では城北病院と城西病院で、助産師による分娩が行われています。中でも城北病院では、助産師が病棟に24名配置され、医師と協力して、分娩件数は2006年の606件から2007年は745件へと増えています。今年はユニセフから母乳に力を入れていると評価され“赤ちゃんにやさしい病院”に認定されました。お産は、異常出産でなければ、ほとんど医療行為は必要ありません。城北病院では、7割が正常分娩です。分娩、出産の主役は妊婦です。妊婦がお産のし方を選び、助産師が妊婦を助け、医師は裏方で、医療介入が必要な時に備えて控えているという形で、お産に対応しています。私は、医師が助産師を信頼し、正常分娩はできるだけ助産師にまかせ、いざという時には、しっかりと医師が対応するというチームワークが城北病院では、うまくいっているのだと思います。

助産師の活躍がさらに城北病院の評判になり、お産がふえているのではないのでしょうか。正常分

娩は助産師を中心に行うという方法を広げていけば、医師の負担軽減にもつながります。国も今年度から院内助産所の整備のための予算を増やすなど医師不足に対応する一つの対策として助産師の活用を積極的にすすめようとしています。そこで、病院局長に伺います。

城北病院のような、助産師の力をフルに活用し、分娩に対応しているとりくみをどう評価していますか。この経験を、他の4つの市立病院にも広げていってはどうか。答弁をもとめます。

医師の待機の問題などもあり、他の病院に広げることは困難

【病院局長】全国的には、産婦人科医師の不足対策として、正常分娩を助産師が対応する「院内助産所」を整備する医療機関など、助産師の活躍の場は広がりつつある。ただし、365日24時間産婦人科医師が待機していることが前提であり、産婦人科医に異常分娩が集中することなど、課題も多くなっている。

城北病院は「周産期医療」に特色を持った整備をすすめ、「助産師外来」の実施や、助産師による正常分娩の対応など、助産師の活躍の場を広げてきた。このことは、助産師の資質の向上をはじめ、城北病院の産婦人科領域の医療機能の向上に寄与してきた。

西部医療センター中央病院（城北病院）としては、助産師の活躍の場をさらに拡充したい。他の市立病院は、医師の負担軽減策と課題を十分に考慮し、慎重に検討する必要がある。

5つの市立病院はまず、一次医療をしっかり担うべきだ

【くれまつ議員】安心してお産ができるためには、妊婦の異常、合併症に対応すること、赤ちゃんが未熟児などで生まれた場合の対応など妊婦と赤ちゃんへの医療、すなわち周産期医療が重要です。ハイリスク分娩に対応する医療センターとしては、

「総合周産期母子医療センター」と「地域周産期母子医療センター」の2段階の機能があります。

総合周産期母子医療センターは、ハイリスク分娩や超低体重児に対する高度な治療ができるように、母体・胎児集中治療室と新生児集中治療室を備えており、複数の産科医と新生児科医が24時間体制で緊急患者を受け入れています。愛知県では、第一赤病院が指定されています。

地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科等を備え、新生児集中治療室を備えて、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる施設で、愛知県内には11の地域周産期センターがあり、名古屋市内には市立城北病院と昭和区にある名古屋第二赤十字病院がその機能をうけています。

通常分娩を中心とする産科の医療機関がまず底辺にあり、次にハイリスク分娩に一定対応できる地域周産期センターが二次機能としてあり、最後に総合周産期センターが最重篤な場合に備えた施設としてピラミッドをつくり、産科医療に対応しているのです。

ところで、愛知県は来年4月から“八事日赤”を県下で2つ目の総合周産期センターに指定することになりました。周産期の最後のセンター、ピラミッドの頂点が1つから2つにふえることは、大変心強いことです。しかし、その一方で、一次や二次を受け持つ市内の産科医療機関の減少が止まりません。昨年から今年にかけて、分娩可能な病院は29から26へ、診療所の数は42から33へと減ってしまいました。二次の地域周産期センターは、市内では城北病院一つになってしまいます。こうした中で、私は、市立病院は、この一次、二次のところをしっかりとささえるのが当面の最大の課題

守山市民病院におけるお産の対応について

〇お産の対応について

⇒平成20年3月末で終了させていただきます

〇平成20年4月以降出産予定の方について

⇒東市民病院、城北病院で対応いたします

また、地域でお産の対応ができる医療機関等に紹介させていただきます

なお、産婦人科外来の診療につきましては、今までどおり診療いたします

だと考えます。

ところがいま、病院局では、城北病院を総合周産期医療センターにする計画と聞いております。総合周産期センターになるためには、最低でも2桁の医師の確保と母体集中治療室が必要となります。産科の医師が十分足りている状況であれば、地域周産期から総合周産期を目指すことも必要とは思いますが、今の産科医不足の中では、他の市立病院から城北病院に産科医を集中させないと総合周産期センターになることは難しいのではないのでしょうか。結果的に分娩可能な病院をさらに減らすことになりませんか。

5つの市立病院の中だけで役割分担や集約化を考えるのではなく、名古屋市内全体の産科医療体制の中で、市立病院はどんな医療を担うのかを考えるべきだと思います。市内に2つめの総合周産期医療センターができることを踏まえると、市立病院の担うべき役割は、地域周産期医療センターの機能を維持しつつ、5つの病院で通常分娩を中心にした一次医療をしっかりと担うべきと考えます。答弁をもとめます。

医師が不足しているので集約して高度医療を進めたい

【病院局長】平成19年の名古屋市内の分娩件数は20,696件。これに対して24時間体制で高度な周産期医療を行える医療機関として、総合周産期母子医療センターが1箇所、地域周産期母子医療センターが市立城北病院を始め2箇所、愛知県から指定されているが、まだ体制は弱く、一層の充実・強化が望まれている。

市立病院整備基本計画では西部医療センター中央病院で周産期医療を充実することとしている。今後ハイリスク出産がより一層増加していくと考えられ、365日24時間の救急医療体制や、高度で専門的な診療体制の確立が必要不可欠となっている。西部医療センター中央病院でより医療機能を強化した「総合周産期母子医療センター」の整備が必要だ。市立病院整備基本計画における、産婦人科領域の選択と集中により、医師や医療機能の集約化を図らなければ、安心してお産していただける医療環境を整備していくことはできない。慢性的な産婦人科医師の不足や過酷な勤務条件を解消することと相まって図っていくことが重要と考

えています。

市立病院から産科医を引き上げてセンターを作ることは疑問だ(意見)

【くれまつ議員】西部医療センター中央病院で総合周産期母子医療センターをめざすという答弁でしたが、総合周産期のセンターには、常勤医師は最低でも10名は必要です。現在総合周産期をやっている名古屋第一赤は15名ですが、市立病院5病院の合計で15名です。総合周産期センターを3つにしても、地域の産科医療機関が減少しては、総合周産期センターに正常分娩の人まで集中して、本来はたすべきハイリスク分娩に対応ができなくなるのではないのでしょうか。愛知県の周産期医療協議会に参加しているのはこども青少年局であり、名古屋市内の医療機関の配置状況は、健康福祉局の管轄です。病院局も含めた3局でしっかり連携して取り組んでいただきたいと強く要望しておきます。

子どものいる世帯への国民健康保険の
資格証明書の発行について

子どものいる100世帯には、すみやかに正規の保険証を

【くれまつ議員】貧困と格差が広がり、国民健康保険料が払えずに、滞納する世帯が増え、「保険証のない子ども」の急増が社会問題になっています。厚生労働省が行った調査では、保険料の滞納世帯には保険証が交付されず、窓口で10割負担の資格証明書が発行された世帯は、全国で33万世帯、そのうち子どもは約3万3千人です。名古屋市は、今年保険料を平均7.5%も値上げを行いました。資格証明書の発行も昨年は672世帯から今年3月末で1084世帯へと増やし、9月の全国調査時では1381世帯です。そのうち100世帯が子どものいる世帯です。乳幼児が35人、小学生は71人、中学生は45人と合計151人のこどもがいます。

こうした保険証がないこどものいる世帯では、窓口で全額医療費を負担しなければならないために、受診抑制がおきているのではないかと大変心配されます。

せっかく、所得制限もなくすべての子どもに拡

充された医療費助成制度が、親の保険料を負担する能力がないために、受けられないということは、子どもの医療費助成制度を作った主旨に反するものです。

こどものいる世帯には、保険料の滞納の有無にかかわらず、もれなく資格証明書ではなく、正規の保険証を発行し、医療費助成制度が受けられるようにすべきです。医療が必要な親も含めて、保険証をとりあげて、資格証明書を発行すべきではありません。

そこで、健康福祉局長にお尋ねします。これまで資格証明書を発行した子どものいる100世帯には、すみやかに正規の保険証を発行すべきです。今後も、こどものいる世帯には、正規の保険証を交付すべきと考えますが、答弁を求めます。

特別相談を実施している

【健康福祉局長】資格証明書の交付は、子どものいる世帯を含め、滞納者に一方的に交付するのではなく、滞納対策や納付相談の中で特別の事情に該当する場合には資格証明書を交付しないなど、きめ細かい対応を行っている。それでも、納付資力に応じた保険料の納付が得られない世帯に対しては、資格証明書を交付している。

国民健康保険の資格証明書発行に関する政令市調査
11月28日：神戸市会議員団の調査

保険者名	世帯数	交付	資格証明書			
			内訳			
			子どもの いる世帯	乳幼児	小学生	中学生
札幌市	287,274	12,105	826	331	554	399
仙台市	146,749	1,145	23	2	17	11
さいたま市	177,495	0	0	0	0	0
千葉市	152,165	9,546		110	704	469
川崎市	211,695	4,647	5	0	5	0
横浜市	553,633	29,250		0	2,266	1,426
新潟市	114,742	1,083	28	4	16	18
静岡市	116,754	2,417	186	37	145	110
浜松市	119,816	1,202	85	33	61	37
名古屋市	360,066	1,381	100	35	71	45
京都市	220,811	3,387	69	26	50	29
大阪市	500,930	10,818	463	135	359	223
堺市	139,976	4,168	345	105	259	188
神戸市	241,899	3,588	73	17	41	45
広島市	169,327	0	0	0	0	0
北九州市	162,388	3,994	209	70	134	106
福岡市	213,944	10,401	415	132	312	196

資格証明書の交付は納付相談の契機となっており、相互扶助の精神に基づき成り立っている国民健康保険制度の理念からも、重要なものです。

従前より、子どもが医療を受ける必要があり、かつ医療費の一時払いが困難の申し出があった場合には、個別の状況をお聴きしたうえで、緊急的な対応として、資格証明書にかえて、期限を短くした保険証の交付を行うなど柔軟に対応してきた。10月30日に厚生労働省から、資格証明書の交付については機械的な運用を行うことなく、とくに子どものいる世帯にはきめ細かな対応を行う旨の通知があり、市では改めて資格証明書交付世帯のうち中学生以下の子どもがいる世帯に対して、特別相談を実施し、世帯の生活実態や今後の納付計画を詳しくお聞きし、そのうえで、子どもについて、短期の保険証を交付している。

子どもが安心して医療が受けられるようにせよ（要望）

【くれまつ議員】名古屋市は特別相談という形で、医療を受ける必要が生じる前の段階で、納付の相談ができれば、こどもには短期保険証を発行するということでした。しかし、役所の敷居が高く、相談に行きづらい人が多いのが現実です。他の自治体では、無条件に、保険証の交付がされ始めました。札幌、静岡、京都、前橋の4市は通常の保険証を交付しました。本市の「なごやこども条例」には、こどもの権利として、健康な生活ができるとともに、適切な医療を提供されることをかかげています。こども条例を制定した本市だからこそ、すみやかにすべての子どもたちに保険証を発行し、医療費無料制度を使えるようにすべきです。このことをあらためて要望しておきます。

名成産業の産業廃棄物焼却施設に関する問題について

環境悪化をもたらす産廃施設は設置許可を取り消せ

【くれまつ議員】春日井市松河戸に名成産業の産業廃棄物焼却施設が昨年10月から試運転を開始し、度重なる事故によって周辺住民にはダイオキシンなど環境悪化への不安が広がっています。昨年10月の1回目の試運転では11月に消石灰飛散

事故、今年3月の2回目の試運転では鉄錆の飛散事故を起こし、その都度試運転は中止されています。そして4月には、試運転中に塩化水素や騒音、臭気が基準を超過したとして愛知県が改善命令を出し、10月までに改善報告書の提出を求めました。今年9月から10月までに3回目の試運転が行われ、愛知県の調査で再び、騒音と悪臭などが基準を超えたと新聞報道されたところです。市民が愛知県に調査結果の公表を求めています、まだ明らかにされていません。

改善命令が出されて、基準が守られなければ「産廃処理施設の設置許可の取り消し」という対応もありうるといわれています。県はデータが出そろった段階でそうした許可取り消しも含めた対応を検討している段階だと聞いております。施設周辺の春日井市、北区、守山区の市民から、度重なる事故で施設の安全性に疑問が出され、ダイオキシンなど環境悪化をもたらす産廃施設は設置許可を取り消してほしいとの強い声が上がっています。こうした市民の声を、愛知県にしっかりと伝えるべきと思います。私は、事故をくりかえし、改善命令が出されても、なお改善できないような施設には、施設の許可を取り消すべきと考えます。そこで、市長にお尋ねします。本市は施設の許可時に、愛知県に対して、施設に関する十分な情報公開、許可後の監視など、生活環境の確保についての要望を行ってきました。今こそ、市長は、市民が度重なる事故でこの施設が環境を悪化させる構造的に欠陥がある施設で、施設の操業をやめてほしいと強く求めていることを愛知県に伝え、愛知県のデータの公開をもとめて、法律にもとづく厳格な対応をとるように申し入れをすべきです。答弁をもとめます。

生活環境への影響が懸念される場合には、厳正な措置を要請する（市長）

【市長】名成産業（株）の産業廃棄物焼却施設には、これまで本市から愛知県に対して、生活環境保全上の意見を提出したり、許可された場合の当該施設の十分な監視を行うことなど厳正な審査等を行うよう数度にわたり要望してきた。これらの意見や要望を踏まえて、愛知県は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき設置許可が出されたものとする。

その後、試運転中に2度の事故を起こし、今年4月正は維持管理基準超過で愛知県より改善命令が発せられている。今回、愛知県によって行われた行政検査の結果は、データが出そろっていないため、まだ公表されていないが、愛知県は、その結果に基づいて適正な対応が取られるものと考えている。

検査結果が公表され、生活環境への影響が懸念される場合には、本市としても、愛知県に対し厳正な措置を要請するなど、適切に対応したい。

一日も早く住民の不安をとりのぞけ(要望)

【くれまつ議員】一日も早く住民の不安をとりのぞけ

ぞくように、市長から知事に意見をのべるように強く要望しておきます。

名成産業の産廃処理施設(焼却炉)の市運転に伴う、
愛知県による行政検査結果(超過した項目のみ)

2008年10月8日～9日

項目			測定値	基準値
一酸化炭素(1時間平均)			106	100ppm以下
騒音	敷地境界 西側	昼間(8:00~19:00)	75	70db以下
		夜間(22:00~6:00)	69	60db以下
悪臭	敷地境界	臭気指数	15	13以下

12月5日現在市運転を停止中。

産廃施設に再度改善命令

春日井 試運転段階では異例

愛知県手続き

愛知県春日井市で試運転(名古屋市中区)の産廃処理施設に、四月に続く二度目の改善命令を出す手続が、同県環境省によると、試運転段階での再度の改善命令は極めて異例。

産廃処理施設では、指が、県は「場所が異なる」として許可を取り消す。四月の命令で指摘された敷地境界の騒音が、今も基準を超過していた。騒音、悪臭、振動などを測定。施設は、同社の改善命令を出す方針を伝えた。同社は中日新聞の取材に、焼却するまで、同社が

の維持管理基準を超過できない点がある」と主張し、十九日までに、県は騒音について命令違反に当たるか検討する。施設の反対住民らでつくる「産廃焼却炉建設反対会」の大島良満会長は八日、県庁を訪ね、「命令違反は明らかでない」と判断。「他の項目も改善可能」として、県は五日、名成産業に二度目の改善命令を出す方針を伝えた。同社は中日新聞の取材に、焼却するまで、同社が

春日井市松河戸町の庄内川右岸約七百平方メートルに建設。県が〇〇されたほか騒音など四年に設置を許可し、も基準を超過。県は四昨年十月から試運転し、月に改善命令を出していた。三月の検査で

中日新聞12月9日
朝刊

基準超過続けば撤退

春日井の産廃焼却施設問題 名成産業が表明

春日井市松河戸町の産廃処理施設(焼却炉)の試運転で、施設事業主の名成産業(名古屋市中区)は、業務改善命令を受けて二十四日、今後再び基準超過を起した場合は事業から撤退する意向を明らかにした。

春日井市、地元住民らでつくる「松河戸周辺環境保全地域連絡会」で、同社の伊藤満寿男社長が表明した。県は年内に二度目の業務改善命令を出す予定。同施設は九月九日から十月十五日にかけて実施した三回目の試運転で、排ガス中の一酸化炭素濃度が百ppm(維持管理基準百ppm)だったほか、騒音と臭気も基準を超過した。

産廃処理施設では、業務改善命令で指摘された事項が改善されない場合は設置許可が取り消される。連絡会で、県はV命令での指摘事項と数値超過は物質や場所が異なる。今後の改善は可能として、許可を取り消しには踏み込まない方針を説明した。ただ、二度目の改善命令には、すべての項目について維持管理基準を守ることが盛り込まれる見直し。これにより、四回目の試運転ではあらゆる基準超過が指摘事項への命令違反となる。

中日新聞12月25日 朝刊

議案外質問(11月29日)

地球温暖化抑止のため、対策条例を制定し、現行の計画書制度の改善、自然エネルギー利用促進を 田口かずと 議員



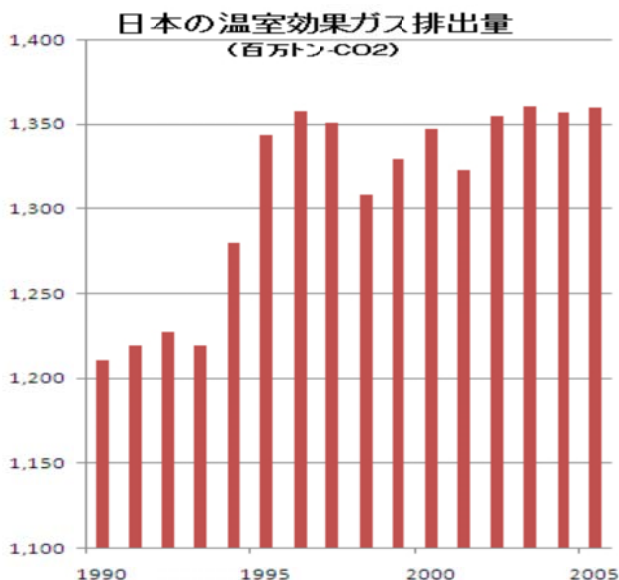
地球温暖化対策について

一刻の猶予も許されない問題だ

【田口議員】国連の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)による「第4次評価報告書」は、産業革命による工業化以前に比べて世界の平均気温が2度以上上昇すると、激しい気候変動や生物種の絶滅など大きな変化が起き、もしこのまま手を打たなければ、今世紀末には最大で6.4度上昇し、取り返しのつかない事態を招くと警告しています。まさに、地球温暖化抑止は、一刻の猶予も許されない人類の課題となっています。この大問題に、本市がどのように立ち向かっていくべきか。具体的な提案も行いながら、お尋ねしたいと思います。

2020年までに30%削減の中期目標の明確化を

【田口議員】第1は、2020年までのCO2削減目標、いわゆる中期目標の明確化、および地球温暖化対策条例の制定についてであります。



IPCC報告書は、2度以内の気温上昇を抑えるために、中長期の削減に関する試算を明らかにし、先進国にたいしては、2050年までに温室効果ガスの90年比80%以上削減という長期目標、2020年までに25%から40%削減という中期目標を示しました。

本市は、「環境モデル都市」の提案書の中で、2050年までにCO2を80%削減するという目標を掲げました。これは、意欲的な目標だと思いますが、この提案書の中では、2020年までの中期目標は明確にされていません。日本政府も、中期目標の設定を先送りしつづけており、世界から遅れをとっています。

私は、市長にたいして、地球温暖化対策を抜本的に強化するために、CO2削減の2020年までの中期目標をただちに明確にすることを求めます。また、その目標は1990年比で30%削減とすることを提案します。30%削減は、昨年2月に開催された「気候変動に関する世界市長・首長協議会」京都会議においても各国政府に呼びかけられた目標であることから、本市がめざすべき目標としてふさわしいと考えます。市長の見解を伺います。

「脱温暖化2050なごや戦略」の策定議論の中で適切に設定したい(市長)

【市長】平成20年5月に公表した「環境モデル都市」提案書において、2030年までにCO2排出量の4割削減を提案した。現在、この「環境モデル都市」提案書をたたき台として、「脱温暖化2050なごや戦略」の策定を進めている。この戦略の策定に向けて、専門家や、市民、事業者と幅広く議論をする中で、中期目標の時期、削減割合等についても適切に設定したい。

地球温暖化対策条例の制定で推進を

【田口議員】京都市は、全国の自治体の中で先駆

けて地球温暖化対策に特化した条例を制定しています。京都市の条例の特徴は、ＣＯ２削減の目標を明記していること、市の責務を明確に定めていること、温暖化対策の進捗状況についての年次報告書の作成・公表などの進行管理や推進体制など総合的な枠組みについても一定の整備がなされていることにあると考えます。

本市の場合は、環境保全条例の中に地球温暖化対策に関する規定も盛り込まれていますが、ＣＯ２削減目標や総合的な枠組みなどは条例に明記されていません。

そこで市長にお尋ねします。本市でも、ＣＯ２削減目標や推進体制など総合的な枠組みを定めた地球温暖化対策条例を制定する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

環境保全条例の強化が必要。戦略策定の中で検討したい（市長）

【市長】「環境モデル都市」の提案書では、公共交通を活かした、歩いて暮らせる駅そば生活圏の再生、運河・緑地・街路など都市ストックを活用した脱ヒートアイランドの実現、自然エネルギー・都市排熱等をネットワークで結んだ地産地消エネルギーの活用、衣食住すべてのシーンでのＣＯ２削減ムーブメントの展開といった幅広い取組方針を提案している。長期的視野に立った地球温暖化対策をすすめる上で、このような新たな施策展開に対応するためには、環境保全条例の強化が必要であり、今後、戦略策定の中で検討したい。

温暖化ガス排出量 ワースト１０（２００６年度）

順位	工場等の名称	2006年度 総排出量 (万トン-CO ₂)	2003年度 からの 増減(%)	自主目標 ○:達成 ×:未達成
1	中電 新名古屋火力発電所	355.8	+ 9.7	○原単位 現状維持
2	住友軽金属工業 名古屋製造所	39.2	△ 1.4	○
3	中部鋼鈑	24.6	+12.7	×
4	東レ 名古屋事業場	23.5	△64.1	○
5	名古屋鉄道	21.0	△ 1.9	○
6	三井化学 名古屋工場	19.3	△ 9.1	○
7	大同特殊鋼 星崎工場	16.0	△ 1.1	×
8	フジ トランスコーポレーション	15.2	△ 4.2	×
9	東亜合成 名古屋工場	15.1	+11.8	×
10	ニチハ 名古屋工場	14.7	△ 8.7	○

中期目標の時期は2020年とすべき（要望）

【田口議員】ＣＯ２削減の中期目標について、市長は、「脱温暖化2050なごや戦略」の策定議論の中で、適切に設定していくと答弁されましたが、まず市長が、明確な中期目標を設定してこそ、戦略の策定議論も目標の達成に責任をもったものになると思います。ですから、中期目標は、ただちに明確にすべきです。そして、その目標の時期については、2020年が、ＩＰＣＣ報告書でも示されている国際基準ですし、本市の基本計画も10年のスパンですから、2020年とすべきであります。この点を要望しておきます。

「地球温暖化対策計画書制度」の抜本的強化を ワースト１は、中電新名古屋火力発電所

【田口議員】本市域の排出量の５割近くを占めている工場、オフィス・店舗等からのＣＯ２削減を促進するためにも「地球温暖化対策計画書制度」を抜本的に強化することが必要です。計画書制度の実績について、当局は、「電気・ガス事業所を除いた対象事業所の温室効果ガスの総排出量は、2003年度の440万トンから2006年度には398万トンへと9.6%減少した」といっています。これだけ聞くと、この計画書制度はすごく効果があるように思えます。

本当にそうなのか。わが党市議団は、情報公開制度を使って、事業所が市に届け出た結果報告書を取り寄せて調べてみました。そうしましたら、東レ名古屋事業場１社だけで300余りの対象事業所全体の減少分に匹敵する42万トンの温室効果ガスが減少していることがわかりました。それでは、なぜ、東レ名古屋事業場の排出量が激減したのか。同社の結果報告書では、その要因は「生産効率化による設備集約」とされています。つまり、生産規模の大幅縮小です。生産規模を縮小すれば、ＣＯ２排出量が減少するのは当たり前ですから、ここは例外的に扱うべきです。したがって、計画書制度の実績は横ばいというのが正しい評価だと思います。

結果報告書をもとに、電気・ガス事業所も含めた市内の温室効果ガス排出量ワースト10を一覧表にしてみましたので、ご覧ください。これは、排

出量の多い事業所上位10社ですが、このうち、4つの事業所が目標未達成です。2003年度と比べて排出量を増やした事業所も、中部電力新名古屋火力発電所、中部鋼鈑、東亜合成名古屋工場の3社あります。この3社は、いずれも原単位あたりの削減目標しか持っておらず、総量での削減目標は持っていません。

ワースト1は、中電新名古屋火力発電所です。同社の報告書では、原単位あたりの削減率0%、つまり現状維持という目標を達成することができたと報告しています。しかし、温室効果ガスの排出量は9.7%、31万4千トンも増加させています。原単位あたりの目標では、目標を達成しても排出量の増加を招くことがあるのです。

以上のことから、地球温暖化対策計画書制度は、現行の運用のままではCO₂削減の実効性が乏しいと考えますが、環境局長の認識を伺います。

計画書制度のデータを活用し、実効性を高める検討を進めている(局長)

【環境局長】計画書の結果報告をみると、総量目標を設定している事業所は全体の7割、残り3割が原単位で目標を設定している。目標達成をした事業所は、いずれの場合も6~7割を占めている。昨年度、初めて結果報告・データを受けて、成果を上げている事業所、そうでない事業所のデータなど、これまで分からなかった貴重な状況がようやく見えてきた段階です。こうしたデータを活用して、どのようにして計画書制度の実効性を高めていくのか、現在、具体的な検討を進めている。

実効性を高めるための改善を提案

【田口議員】計画書制度の実効性が乏しいのは、企業の自主努力まかせにしているからです。他都市では、この限界を改善するための努力が図られています。京都市では、事業所から提出される計画書および結果報告書を市のホームページで公表しています。東京都では、計画書の内容を5ランクに評価した結果も公表し、ランクの低い事業所には都が指導・助言を行って、計画を改善させています。さらに、今年の6月、都の環境確保条例を改正し、対象事業所にたいして温室効果ガスの総量削減を義務化するとともに、排出量取引制度の仕組みを導入するとしています。

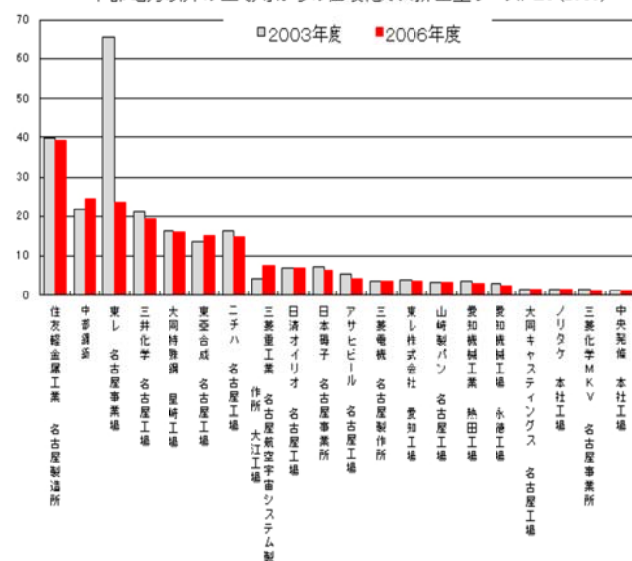
そこで環境局長にお尋ねします。地球温暖化対策計画書制度を実効あるものへと抜本的に強化するために

- 一、計画書および結果報告書を市のホームページで公表する
 - 二、計画書における目標については、総量での削減目標を持たせるよう指導する
 - 三、対象事業所にたいして総量削減を義務づける
- の3つをおこなうべきだと考えますが、答弁を求めます。

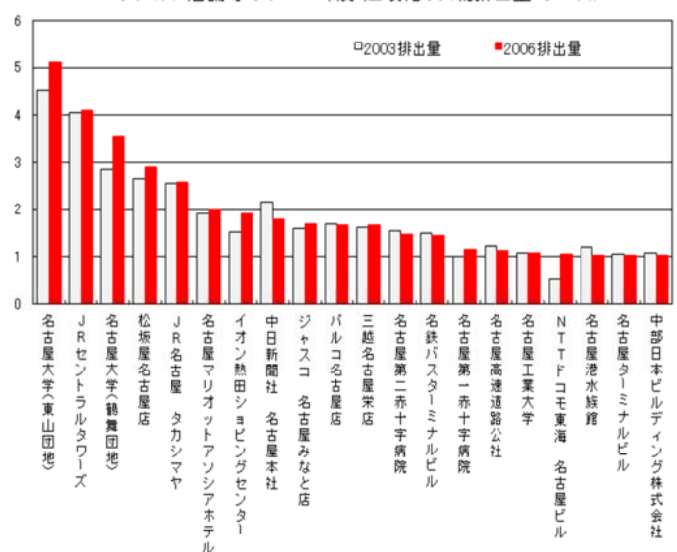
まず先進事例の普及に取り組み、計画書制度の強化も検討(局長)

【環境局長】事業者による自主的な取り組みを促進するためには、先進事例の普及が有効です。市

中部電力以外の工場等からの温暖化ガス排出量ワースト20(2006)



オフィス・店舗等での2006年度 温暖化ガス総排出量 ワースト20



役所や区役所はこの7年間で1～2割の省エネを実現しているが、原単位で比較すると2倍の開きが出る。これは、建物の断熱性能の違い、空調や照明設備の効率の違いなど建物の性能が大きく反映していると想定され、こうしたデータを総量と原単位、両方でチェックしながら、要因を分析し、改善方法を見出し、ツールを民間の事業所にも提供していく必要がある。そこで、今後、店舗、オフィスなど業態別のデータを色々な角度からグラフ化し、それぞれの事業所が、自らの位置を自己認識できる、世間相場と自分のところの会社の実情とを具体的に比較できるように情報提供するなど、先進事例の分析や普及に努め、改善努力を促進していく。

こうした取り組みを進めながら、地球温暖化対策計画書制度の強化についても検討したい。

計画書および結果報告書を市のホームページで公表せよ(再質問)

【田口議員】環境局長は、データがようやく見えてきたと答弁されました。私たちも、情報公開制度を活用して、データを見ることができました。私たちの調査では、対象事業所のうち、温室効果ガスの排出量を増加させた事業所が4割余りもありました。なかには、最初から排出量を増やす計画書を提出している事業所が18もありましたが、これでは、せっかくの削減計画書が増加計画書になってしまうと思うのです。

この計画書制度の実効性を高めるために、情報提供、先進事例の普及が有効であるとお考えなら、事業所から市に提出されたすべてのデータを容易に見られるようにすることが必要ではないでしょうか。

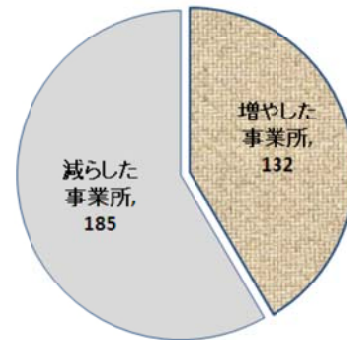
計画書および結果報告書を市のホームページで公表することも、計画書制度の強化の中で検討していけるのか、はっきりした答弁を環境局長に求めます。

「戦略」策定の議論を踏まえて具体化する(局長)

【環境局長】計画書制度は、まずは現行制度を十分に活用し、報告データの分析や情報の共有をすすめることなどにより、実効性を高めていきたい。

また、現行条例の枠を超える制度の強化は、「戦略」策定の議論を踏まえて具体化をしたい。

2006年度と2003年度の
温暖化ガス排出量を比較
(温暖化対策結果報告書より)



公表はすぐに実施し、総量削減の義務化も(意見)

【田口議員】はっきりした答弁はいただけませんでしたが、計画書制度については、環境局長も実効性を高める必要性を認め、制度の強化を検討するとおっしゃったわけですから、事業所の提出したデータを市みずから公表することは、条例を改正して、ぜひとも実施していただきたい。さらに、事業者には、自主努力まかせにしないで、総量削減を義務化するなど規制的な措置が求められているということを申し上げて、おきます。

削減目標自体が増加の事業所							
工場等の名称	温室効果ガスの総排出量と抑制目標・実績						
	2003年度 (基準年度)	2006年度(目標年度)		増減率(%)		増減量	
	排出量(t)	目標(t)	実績(t)	目標	実績	目標(t)	実績(t)
松坂屋 名古屋店	28,679	27960	29,024	4.8	8.8	1,281	2,345
大同キヤスティング 名古屋工場	11,828	14976	16,069	1.0	8.4	148	1,241
名古屋第一赤十字 病院	10,065	23092	11,576	129.4	15.0	13,027	1,511
大同特殊鋼 鋼地テクノセンター	5,943	6757	9,506	13.7	60.0	814	3,563
中京テレビ	1,684	5250	5,434	12.1	16.0	566	750
名古屋国際会議場	5,345	5864	5,352	9.7	0.1	519	7
NTT 笠島ビル	1,268	5194	5,304	21.7	24.3	926	1,036
中電CTI 稲永ビル	1,921	5071	5,234	3.0	6.4	150	313
大同アミスター 熱処理事業部・名古屋熱処 理・HPセンター	3,703	4484	4,012	21.1	8.3	781	309
NTT 栄ビル	1,634	5607	3,930	21.0	▲15.2	973	▲704
NTT 中ビル	3,239	3476	3,439	7.3	6.2	237	200
中電CTI 中電名古屋ビル	3,261	3470	3,349	6.4	2.7	209	88
中電 名古屋南ビル	2,757	3193	2,923	15.8	6.0	436	166
NTT 猪高ビル	2,424	2921	2,077	20.5	▲14.3	497	▲347
テレビ愛知 日経名古屋電通会館	1,950	2335	1,985	19.7	1.8	385	35
ビーエム工業 野並工場	2,272	2334	1,908	2.7	▲16.0	62	▲364
NTT 菊井ビル	1,794	2038	1,131	13.6	▲37.0	244	▲663
敷島製パン 本社	1,055	1,101	998	4.4	▲5.4	46	▲57

自然エネルギーの利用拡大を

【田口議員】 自然エネルギーの利用拡大についておききします。

CO₂の排出量の9割がエネルギーに由来することからも、化石燃料偏重から自然エネルギー重視に転換することが、温暖化対策の要の一つとなっています。世界では、EUが2020年までに一次エネルギーの20%を自然エネルギーでまかなう目標を決定しています。国内では、東京都が、2020年までにエネルギー消費に占める自然エネルギーの割合を20%程度に高めることをめざして、「東京都再生可能エネルギー戦略」を策定しています。

そこで、環境局長にお尋ねします。本市でも、自然エネルギーの導入目標や、普及・利用拡大の戦略を持つ必要があるのではないのでしょうか。

そのうえで、太陽光発電の普及について伺いたい。国が住宅向け太陽光発電設備の設置補助金を復活させたことを踏まえて、どのような方策を講じられますか。本市が国に上乗せして補助することも考えられるでしょう。あるいは、太陽光によって発電された電力の環境付加価値を証書の形にして、個人や企業などが省エネルギーや環境対策の一環として取り引きできるようにするグリーン電力証書の手法を取り入れることも考えられます。

私は、これらの方策とともに、より根本的には固定価格買い取り制度の導入が必要だと考えています。固定価格買い取り制度は、再生可能エネルギーの設備を導入した時点で、その設備から供給される電力の買い上げ価格を市場まかせにせず、長期間保障する方式です。この制度を導入したドイツなどでは自然エネルギーの普及が急速に進んでいます。

本市としても、国および電力会社に対して、固定価格買い取り制度を導入するよう強く働きかけるべきではないのでしょうか。

環境局長の答弁を求めます。

電力買取保証制度の強化を国に申し入れている（局長）

【環境局長】 太陽光発電を始めとする自然エネルギー導入の制度設計は、基本的には国の役割と考える。環境モデル都市の提案書では、『自然エネルギーの抜本的普及のためには「補助金方式」だ

けでは限界があり、エネルギー供給事業者による電力買取保証制度の強化が必要。コスト増は、料金転換により国民全体で広く薄く負担』という提案を国に対して行っている。また、本年6月、地球温暖化対策推進法の改正に係る参議院環境委員会の参考人として意見陳述を求められ、その際にも同趣旨の要望を国に対して行った。さらに、本年7月の国の予算等に対する本市の独自提案においても、同趣旨の内容を働きかけた。

なお、自治体独自でできるものは「脱温暖化2050なごや戦略」の中で幅広く議論しているので、それを踏まえて具体化したい。

各常任委員会の概要(条例改正案等の質疑)

2008年11月議会 委員会日程

月日		委員会					
		総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
11月19日	水	説明・質疑	説明・質疑	説明・質疑	説明・質疑	説明・質疑	説明・質疑
11月20日	木	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定
11月27日	木	所管事務調査 (国際交流施設)	質疑 (病院・健康福祉)	質疑 (子ども)	質疑 (土木)		質疑 (住宅都市)
11月28日	金		質疑 (財政)	総括質疑 (子ども) 所管事務調査 (放課後子どもプランモデル事業実施計画)	総括質疑 (土木)	所管事務調査 (国際展示場第1展示館改築の基本設計)	質疑 (消防)
12月1日	月	所管事務調査 (COP10の取り組み)	総括質疑 (健康福祉・病院)	所管事務調査 (歴史の里整備)			総括質疑 (住宅都市)
12月2日	火	所管事務調査 (モノづくり文化交流拠点)	総括質疑 (財政) 所管事務調査 (税務事務集約化)	所管事務調査 (配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画)		所管事務調査 (貯留槽水道の管理)	総括質疑 (消防)
12月3日	水		意思決定	意思決定	意思決定		意思決定
議案内容		前半の 給与条例と関連 補正予算のみ	財政(財産条例、市税条例、基金会計補正予算、本丸御殿契約、宝くじ)健康福祉(国保条例、陽子線の土地、指定管理者の指定)病院(一時借入限度額の増額)	子ども(青少年宿泊センターの指定管理者指定)	緑政土木(道路占用料、その他類似占用料)	なし	住宅都市(椿町線の債務負担行為、区画整理・市街地再開発条例、地区計画内の建築制限条例)消防(火災予防条例)

給与改定以外の補正予算の主な内容

区分	事 項	金 額	財源	説 明
一般会計	市税還付金及び還付加算金	14億7,000万円	一般財源 14億7,000万円	法人市民税の中間還付の増加。繰越金と財調の取り崩しで財源確保
基金特別会計	財政調整基金の繰り出し	6億8,432万円	基金積戻金 6億8,432万円	一般会計の財源に財政調整基金の繰出
債務負担行為 一般会計	事 項	期 間	限度額	説 明
	椿町線の整備	20～21年度を 21～23年度に	31億6,000万円を 41億1,700万円に	鉄道事業者との協議調整による期間延長 広報等の変更による事業費の増
一時借入金 病院事業会計	限度額		説明	
	50億円を66億円に		資金収支の悪化に伴い一時借入れ金の限度額を増額	

主な議案に対する会派別態度

1、当局提案 28件（人件費関係 条例案1件、補正予算案5件、
その他 条例案10件 補正予算案3件 一般案件9件）

議 案 名	各会派の態度								結 果	備 考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
職員の給与に関する条例の一部改正									可決	市人事委員会の 告で、市職員の給与を引き下げ。民間との給与較差0.61%を解消するため、給料表の水準を引下げる（平成20年12月1日実施）
2008年度名古屋市一般会計補正予算（第6号）									可決	補正額 2 515 521千円 （以下の補正予算はすべて人件費のみ）
2008年度名古屋市介護保険特別会計補正予算（第1号）									可決	補正額 40 286千円 （人件費のみの補正）
2008年度名古屋市 業共済事業特別会計補正予算（第1号）									可決	補正額 3 912千円 （人件費のみの補正）
2008年度名古屋市市場及びと場特別会計補正予算（第1号）									可決	補正額 44 513千円 （人件費のみの補正）
2008年度名古屋市市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）									可決	補正額 10 626千円 （人件費のみの補正）
名古屋市財産条例の一部改正									可決	事業用定期借地権等の存続期間を10年以上20年以下 10年以上50年未満に普通財産の隣接地 はその上に存する借地権との交換ができるようにする。
名古屋市市税条例の一部改正									可決	個人市民税を公的年金から天引きできるようにする（平成21年10月支給分から実施）
名古屋市国民健康保険条例の一部改正									可決	国民健康保険料を公的年金から天引きできるようにする（平成21年10月支給分から実施）
道路占用料等に関する条例の一部改正									可決	道路の占用料の額を自治体ごとに決められるようになり、国道に準じていたものから改定
名古屋市河 法施行条例の一部改正									可決	河 に関する占用料の額を改定
名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正									可決	水路の使用料の額を改定する
名古屋市都市公 条例の一部改正									可決	都市公 を占用する場合の使用料の額を改定
名古屋都市計画事業大高駅南土地地区画整理事業施行条例及び名古屋都市計画事業 海駅前第2種市街地再開発事業施行条例の一部改正									可決	現事務所の敷地を再開発事業の代替地とするため移転。緑区 海町字向田4番地の9 中区金山二丁目15番16号
名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正									可決	中区大井町地区整備計画区域の対象区域に東別院駅北 付近を追加。区域内の建築物の制限（用細限、容積率の最高限度・最底限度、建 い率の最高限度、建築面積の最低限度等）を定め、URによる高層マンションを誘導する

賛成 反対 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ 市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

つづき

議 案 名	各会派の態度								結果	備 考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
火災予防条例の一部改正									可決	防災管理者が消防 を実施する場合は、あらかじめ消防 長へ届出をする。認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設を含む複合用 防火対象物における消火 の設置基準を定める
2008年度名古屋市一般会計補正予算 (第7号)									可決	補正額 1,470,000千円 法人税の中間還付が増大。繰越金と財調。
2008年度名古屋市基金特別会計補正予算 (第3号)									可決	補正額 684,323千円 財政調整基金の取り崩し。
2008年度名古屋市病院事業会計補正予算 (第2号)									可決	一時借入金限度額の変更 資金収支の悪化で、50億円を66億円に
契約の 結 (名古屋城本丸御殿復元工事)									可決	109億7,250億円で間・松井・八神特別共同企業体に。 成予定 2018年3月20日。2010年に 関の一部を公開予定。
土地の無 付 (陽子線がん治療施設整備事業)									可決	陽子線がん治療施設整備事業のため土地 (北区平手町1 目1番1始め8 の宅地) 49,201.99 を株式会社日立 作所中部支社に、建設期間中、無 で 付。
財産の取得 (陽子線がん治療施設)									可決	陽子線がん治療施設として、鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階建1棟、延面積、5,490 の建物を245億4,146万9,670円 (還期間を20年として算定した利相当額 びに運転、保守及び維持管理費を含む) で株式会社日立 作所中部支社から買い入れ。
指定管理者の指定 (総合社会福祉会館)									可決	指定管理者に社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会を指定。2013年3月31日まで
指定管理者の指定 (高齢者 業支援センター)									可決	指定管理者に社団法人名古屋市シルバー人 センターを指定。2013年3月31日まで
指定管理者の指定 (障害者ス ーツセンター)									可決	指定管理者に社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団を指定。2013年3月31日まで
指定管理者の指定 (熱田荘)									可決	指定管理者に社会福祉法人 福祉会を指定。2013年3月31日
指定管理者の指定 (青少年宿泊センター)									可決	指定管理者に財団法人 名古屋市 育ス ーツ振興事業団を指定。2013年3月31日まで
当せん金付証 の発									可決	平成21年度に発 する市が関係する宝くじの発 総額を330億円以内とする

2、追加議案

議 案 名	各会派の態度								結果	備 考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
愛知県公安委員会委員の選任									同意	水野 太 (1941年生、昭和区。東 ガス会長、中部経済同 会代表幹事、経団連常任理事、中経連常任理事)

提案者 賛成 反対 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ 市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

追加議案 (2)

議 案 名	各会派の態度								結 果	備 考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
人権 護委員の推									可決	加 (1946年生、千種区、弁護、新) 順子 (1948年生、千種区。民生委員・児 委員、保護、新) 宣 (1945年生、東区。東界 住職、保護、新) 松本達志 (1965年生、北区。弁護、再任) 北島 三 (1940年生、西区。名古屋法務局、法書、4期目) 山田 子 (1936年生、西区。小学 長、中京子大 授、4期目) 林三 (1948年生、中区、クリアネス代表、保護、再) 住田正夫 (1944年生、昭和区。弁護、7期目) 名 昭 (1948年生、区。ガラス店、保護、新)

提案者 賛成 反対 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
 名：名古屋市会自民党 ネ 市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

陽子線がん治療施設建設に反対する討論(12月4日)

がん検診費を削って、保険もきかず、海外からも患者を集めなければ運営できない施設を、市が建設・運営する必要はない



【江上議員】日本共産党名古屋市会議員団を代表して、第146号議案陽子線がん治療施設の買い入れ反対の討論を行います。

県外の患者をあてに収支

苦しまないがん治療をしてほしい、というのは、どなたでも望まれることです。問題は、名古屋市が設置し、運営することが適切かどうかです。この陽子線がん治療は、健康保険適用外で、一人300万円かかるというのです。一方、施設整備と維持管理などで245億円。さらに、医療運営費が、130億円ですから、20年間、毎年20億円ずつ名古屋市が支払うという案件です。反対理由は以下、3点です。

だれでもかかれる施設ではない

第1に、だれでもかかれるという施設ではない点です。一人300万円は、今の非正規雇用労働者の年間 金より高い金額です。さらに、限られたがんしか適用できません。今、まず、必要ながん対策は、予防、早期発見、早期治療です。現在、市のがん検診受診率は、 がんで8.8%、大 がん15.2%、乳がんで7.4%と大変低い段階です。「だれでも」がん検診を受診できるようにすることが市の第1の仕事ではありませんか。現在、がん検診に、市費は、10億円程度です。市の健康なごやプラン21の目標値、たとえば、 がん検診は

15%を達成し、さらに、100%受診を実現することこそ大切であります。

市が設置する根拠がない

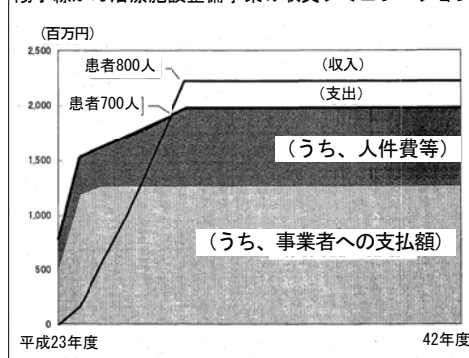
第2に、市が、なぜ、設置するのか根拠がない点です。この施設は、一人300万円で、年間700人の受診者を見込んでいます。治療費で、20億円を う計画になっています。不足すれば、税金投入です。700人は、はじめから、220万市民だけでなく、東海三県の患者を見込んでいるというのです。とするなら、県や国が設置することではないでしょうか。

施設整備に市の責任が果たせない

第3は、施設の整備において、市の責任が果たされない点です。隣接の(仮)中央病院の建設は、設計及び工事監理、工事、そして、維持管理と分かれて行われています。ところが、本施設は、すべてを民間会社1社で20年間ゆだねることになっています。別々だからこそ、安心、安全な施設が維持できるというのが今までの市の方針ではありませんか。

以上、反対理由を申し上げました。4大プロジェクトを抜本的に見直し、220万名名古屋市民のための市政になることを求め討論を終わります。

陽子線がん治療施設整備事業の収支シミュレーション



日立製作所中部支社への支払額内訳(億円)

区 分	金額
施設整備	約111
建物等	約40
治療装置	約71
割賦金利	約22
治療装置の運転・保守管理。建物・設備の保守管理	約101
消費税等	約11
計	約245

「がん対策は早期発見が重要」 病院局長や がんセンター研究所長も

日本癌学会が11月2日に名古屋市で行った市民公開講座では、市の病院局長でもある上田龍三名市大教授が、「がん対策で重要なのは、まず予防と発見です。がんが見つかったら、どこでもいつでも誰でも最良の治療が受けられることが大事です。これを『均てん化』と申します」と発言。また、県がんセンター研究所の田島和雄所長も「検診こそ死亡率低下の近道」と発言しています(11.29「朝日」より)。12月1日の財政福祉委員会であつた順子議員はこれらの発言を紹介し、「陽子線がん治療に245億円もかけず検診強化こそ市が取り組むべきだ」と主張しました。

同委員会の審議では、与党議員からも「年間700名の患者確保は疑問。慎重であるべき」との発言もありましたが、健康福祉局は「海外からの需要も見込める」と答えました。

請願・陳情審査の結果(9月～11月)

請願新規分 (9月定例会で受理され、11議会開会までの委員会で審議されたもの。
保留や打ち切りになったものは11月議会の本会議で採決は行われません。)

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成20年 第11号	建築基準法第42条の厳格な運用を求める請願	緑区 住民	建築確認の際は、建築基準法の道路の解を厳格に行い、適正に運用を									保留	都消 2008 11. 4
平成20年 第12号	愛知県勤労会館の存続を求める請願	昭和区政協力 委員協議会	市が愛知県と調整して県勤労会館を譲り受け、活用する	○	○	○	○	○	○	○	○	採択	経水 2008 11. 10
平成20年 第13号	公立保育所の廃止計画撤回を求める請願	名古屋市公立保 育 母の会	いかなる理由があっても公立保育所を廃止しない	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	子 2008 11. 4
平成20年 第14号	振甫プールの存続を求める請願	新日本婦人の会 千種支部	振 プールの全面改修を行い、プールを存続させる	議会意思決定済みで 審査打ち切り								打ち 切り	子 2008 11. 4
平成20年 第15号	志段味地区の総合変通政策に関する請願	志段味東学区区 政協力委員会	志段味地区に公共交通機関の空白地域を生じさせない総合交通政策の確立を	○	○	○	○	○	○	○	○	採択	総環 2008. 11. 14
平成20年 第16号	ガイドウェイバスゆとりーとラインに関する請願	志段味東学区区 政協力委員会	ガイドウェイバスゆとりーとラインをこれまで通り通勤・通学の足として確保する	○	○	○	○	○	○	○	○	採択	都消 2008 11. 4
平成20年 第17号	障害者授産施設の直営存続と障害者施策の拡充を求める請願	障害者施策の充 実をすすめる会	1 市直営の作業所は直営で存続を	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	財福 2008. 11. 11
			2 障害者自立支援法の廃止などを国に働きかけ、当面、補助金の充実を	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	
			3 直営施設を有効活用・検証し、必要な施策を国に働きかけつつ、自ら施策の実現を図る	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	
			4 自立支援法での契約になじまない障害者施策の体系の整備を									保留	
			5 親 戚後の障害者支援として(1)相談支援センターなど、受身だけでなく、積極的に関わる第三者機関の設置を	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	
			(2) 緊急一時的保護施設の設置を	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	
			(3) 高齢者施策等につなげるシステムの具体化を									保留	
			6 主治医の意見書で、専門医療機関、専門医がいない知的障害者への対応の再検討を	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	
平成20年 第18号	介護保険制度の抜本的改善・充実及び後期高齢者医療制度の廃止を求める請願	介護の充実を求 める会愛知連 会	7 生活介護事業の対象者と 労 続支援 ・ 事業の対象者の 間 にある障害者の事業の検討を	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	財福 2008. 11. 11
			1 意見書の提出を (1) 介護 サービス給付費の国 負 担を当面25%から30%に	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	
			(2) 介護報 の大幅な引き上げを	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択	
			(3) 介護労働者の労働条件改善、人 確保を	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	打ち 切り	
			(4) 後期高齢者医療制度の廃止を									保留	
			2 特別 護 人ホーム等の基 整 備を進め、待機者の解消を									保留	
			3 第4期介護保険事業計画では介護保険料の引き下げを									保留	

賛成 反対 打ち 委員会に議 なし 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

続き

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成20年 第19号	子どもたちが健やかに育つために北区内の市立保育園の延長保育実施園の拡充を求める請願	北区 住民	北区内の市立保育 の延長保育未実施 での延長保育実施を早急に									保留	子 2008 11.4

請願保留分 (9月議会以前に保留となっていた請願。委員会の日付は最終審議日)

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成19年 第6号	日豪EPA／FTA交渉に関する請願	食とみどり、水を守る愛知県労 市民会議	1 、 、 等の重要 目を除外し、受け入れられなければ、交 を中断する意見書を 2 産物 易交 は、各国の多様な 業が共存できる 易ルールを確立するよう意見書を	慎重に検討するため								保留	土交 2008. 8.22
平成19年 第8号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学 保 育連 協議会	1(1 すべての土 日も実態に して 前中から補助を (2 助成対象児 を小学 の4・5・6年生まで拡大を。4年生までは、早く拡大を									保留	子 2008. 8.5
平成19年 第15号	妊婦健診費用の補助を求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	妊婦健診費用の補助を拡大し、14回まで無料に									保留	子 2008. 8.5
平成19年 第16号	アレルギー疾患、特にアトピー性皮膚炎を学校病に指定することを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会 愛知県本部	アレルギー 患、特にアトピー性 を学 病に指定を									保留	子 2008. 8.11
平成19年 第17号	子どもの医療費無料制度の対象年齢を中学校卒業までに拡大し、所得制限を廃止することを求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	1 中学 業まで拡大を									保留	子 2008. 8.5
平成19年 第18号	30人以下学級の実現を求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	1 名古屋市立の小・中・高 に30人以下学 の計画的な実施を 2 各学 には常勤の 員配置を									保留	子 2008. 8.11
平成19年 第22号	守山市民病院の縮小再編計画の見直しと充実を求める請願	地域医療を考え 守山市民病院を 守る会	2 今後も災害医療活動拠点と位置付け、必要な整備、充実を 3 救急医療体制を充実させる									保留	財福 2008. 8.26
平成19年 第23号	守山市民病院に関する請願	地域医療を考え 守山市民病院を 守る会	守山市民病院に通じる道路を早急に整備し、巡回バスを走らせる	道路整備の進捗状況を見守る								保留	土交 2008. 8.22
平成19年 第26号	広小路ルネサンス構想の実施について、その猶予も含め、慎重に対応することを求める請願	名古屋タクシー 協会	広小路ルネ ンス構想の実施について、その猶予も含め、慎重に対応する									保留	都消 2008. 8.29
平成19年 第28号	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保 育 母の会	1 保育所入所中に障害認定を受けた3歳未満児の障害児保育を									保留	子 2008. 8.5
平成19年 第29号	保育所の全保育室へのエアコン設置を求める請願	名古屋市公立保 育 母の会	1 公立保育所の全保育室にエアコン設置を									保留	子 2008. 8.5

賛成 反対 打切 委員会に議 なし 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ 市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

続き

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成19年 第30号	公的保育制度の堅持を求める 請願	天白区住民	(2) 保育室にエアコンの設置を 5 (1) 学 保育とトワイライトス クール事業を統合しない (2) 助成対象児 を入所してい る全児 に拡大を (3) すべての土 日を実態に して 前中から補助する (4) 後6時までを、基準単価の 対象時間として助成する 6 (1) 必要な地域に一時保育実施 の増を (2) 病児・病後児保育実施 の 大幅増を (3) 日保育実施 の大幅増を (4) 産 あけ・育 あけ入所予 約の実施 を増やす (6) ア 3歳未満の障害児も人的 及び財政的支援で入所を可能に									保留	子 2008. 8. 5
平成19年 第31号	政務調査費の領収書について 全面公開を求める請願	区住民	政務調査費の領収書を直ちに全面 公開する									保留	総環 2008. 8. 29
平成19年 第37号	働きながら安心して子どもを 産み育てられるよう保育の公 的責任の堅持と保育・学童保 育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連 協議会	2 予算の増額を 4 (1) 認可保育所の新增設で、保 育所入所待機児 の解消を (2) 保育料の値下げを (3) 長時間対応、3歳未満児の受 入れ、補助単価の引上げ等、障 害児保育の拡充を (5) 一時保育、日保育、病児・ 病後児保育を拡充し、公立保育 所でも実施を									保留	子 2008. 8. 5
平成19年 第39号	ガイドウェイバスに関する 請願	名古屋ガイド エ イバス志段味線 高 区間延長促 進期成同盟会	上志段味自治会所有地に回転場を 設置する									保留	土交 2008. 8. 22
平成20年 第1号	75歳以上の高齢者に対する新 たな福祉制度を求める請願	愛知県社会保 障推進協議会	後期高齢者医療制度の対象者に対 し、保険料軽減措置に相当する市 独自の新たな福祉制度を									保留	財福 2008. 8. 26
平成20年 第2号	すべての障害を持つ子の行き 届いた教育の実現を求める請 願	障害児 育の充 実を願う会	1 市立の知的障害特別支援学 の 新設を 2 市立の 体不自由特別支援学 の早急な新設を 3 普通学 に在 する発達障害の 子どものための 育条件整備を 4 現状の特別支援学 を 続・充 実し、障害種別に応じた特別支 援学 の設置を 5 医療 アが必要な子どものため、 護師を別枠定数で正規採用を 6 小学 ・中学 ・高等学 の30 人以下学 を早急に実現を									保留	子 2008. 8. 11
平成20年 第4号	名古屋市の保育を良くするこ とに関する請願	保育をよくする ネットワークな ごや	3 公民間格差は正制度の 持を									保留	子 2008 8. 5

賛成 反対 打切 委員会に議 なし 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市委員会 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルバーティ ク：民主党クラブ

続き

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成20年 第7号	後期高齢者医療制度を選択しない65歳以上の障害者に対する医療費助成の継続を求める請願	愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連協 議会	後期高齢者医療制度を選択しない障害者も医療費助成制度の対象に									保留	財福 2008. 8. 26
平成20年 第8号	行き届いた名古屋の学校教育の実現を求める請願	名古屋市学 事務職員労働組合	2 愛知県に働きかけつつ、正規職員の充実を図る									保留	子 2008 8. 11
平成20年 第9号	天白プールの存続を求め請願	天白プールを存続させる会	1 天白プールを存続させる	議会意思決定決定済みで 審査打ち切り								打ち切り	子 2008 11. 4
			2 市民の意見をよく聴く										

陳情新規分 (9月定例会で受理されたもの)

陳情 番号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度と結果								備考
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク	
平成20年 第14号	介護保険制度に関する意見書提出を求める陳情	あいち在宅福祉サービス事業者 談会	低所得者層の負担も配慮し、介護報を引き上げる意見書を									財福 2008. 11. 11
平成20年 第15号	現計画の名古屋市第2斎場の代替火葬場としての火葬船の提案による事業費の節減に関する陳情	屋町内会	現行計画の約237億円より火 なら約65億円、税金の無 いでなく計画を変更する									財福 2008. 11. 11
平成20年 第16号	安全安心で快適なまちづくりを求める陳情	南区 住民	天白 ・山 付近での に対応するため、導入管の断面積を4倍にするなど対策を									経水 2008. 11. 10
平成20年 第17号	院内感染の防止、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成及び新型インフルエンザ対策を求める陳情	P O法人名古屋 屋 会	1 市に院内感 地域支援ネットワークを設置する 2 球 ワクチンの予防接種費用を助成する 3 新型インフルエンザで具体的な対策を示し、国に対し、高齢者、析患者及び入院患者等が早急に新型インフルエンザの予防接種を受けられるよう要望する									財福 2008. 11. 11

賛成 反対 打ち切り 委員会に議 なし 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ 市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

請願・陳情

11月議会に受理されたもの

11月定例会には下記の請願・陳情が受理されました。審議は12～2月の閉会中委員会で行われます。

◆請願

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第20号	平成20年 11月11日	守山養護学校への看護師配置を 求める請願	名古屋市立守山養 護学校父母の会 5,032名	小川としゆき(民主)
現在、守山 護学 には、気管切開後の気管カニューレの 着に伴うたんの 引・気管切開部の管理等の医療行為を必要とする生 が在 している。関係者の間では、これらの医療行為を治療行為と区別して、医療的な生活援助行為、医療的 アと呼ぶことが定着している。 この医療的 アは医療行為であるという理由で、医師・ 護師・保護者以外の者が施すことには医師法第17条違反の疑義があるとされてきた。守山 護学 でも、 員が医療的 アを行うことが許可されていないため、現在中学部2年の 子生 への医療的 アは、2001年の小学部入学以来、生 の保護者により行われている。医療的 アは、通常の授業中に加え、水 指導中、 外学 ・野外学 ・修学 行先でも行わなければならない、そのすべてを保護者負担に頼っているのが現状である。 2004年10月、厚生労働省医政局長の通知を受けた文部科学省は、各都道府県・指定都市の 育長等 に対して、「 護師の適正な配置など医療安全の確保が確実になるような一定の条件が示されるとともに、当該条件が満たされれば、 員によるたんの 引等を ・ ・ 護学 全体に許容することはやむを得ない」という通知を発出した。既に、国の対応では、 護師による医療的 アにとどまらず、条件が満たされれば 員による医療的 アも可能であるとされている。また、各自治体でも、医療的 アを必要とする児 生 のための施策が実施されてきている。 2007年4月、特殊 育は特別支援 育へと変わった。保護者・ 職員のみならず、地域の方々にも、一人一人のニーズに応える特別な支援が行われることを求める声が広がっている。保護者負担を解消するために、早急な 護師の配置を求める。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 守山 護学 に 護師を配置すること。 2 現在行われている保護者負担の軽減を図ること。				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	陳情者
平成20年 第21号	平成20年 11月21日	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保育 園父母の会	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産) とみた勝 ぞう(社民 のりたけ勲仁(民ク
1974年に公立保育所における障害児保育が制度化されて以来、保育所への入所を 望する障害児は増え続けている。2008年4月1日現在、123の公立保育所中121の保育所で413名、159の民間保育所中104の保育所で316名の障害児が入所している。現状では、公立保育所では、ほとんどすべての保育所で3歳児以上の障害児を受け入れ、統合保育が実施されているのに対し、民間保育所では、実施されている保育所が限られており、受入れ体制は十分とはいえない。 近年、乳児期から保育所に通っていて障害を認定される入所児 の数が年々増加する 向にある。発達障害の早期発見・早期診断の必要性が ばれるようになったため、3歳児未満で発達障害と診断される場合も少なくない。幼児期の発達障害の子どもたちは、極 に注意を維持できる時間が短く、しばしば多動で、言 の理解が困難であるなどの特徴を持っているため、より多くの介助が必要となる。しかし、名古屋市では、統合保育の対象は3歳児からという制度的な制約があるため、3歳児未満の障害児の場合、保育補助がない状態で、十分な保育が実施されていない。 また、保護者の 労時間に合った保育時間の保障が実現しているとはいえず、保育体制が整わないことを理				

由に、障害児の保育時間が短くなっているのが現実である。

私たちは、障害を持つ子どもも持たない子どもも共に保育所で生活する 間として、互いに認め合い、 重し合って、豊かに成長していくことを切に願っている。

については、市の保育を充実させ、障害児保育をより一層豊かなものにするために、次の事項の実現をお願いする。

- 1 統合保育の対象を拡大し、3歳児未満の障害児であっても、統合保育を受けられるようにすること。
- 2 障害児の保育時間に応じて加配保育 をつけ、保育体制が整わないことを理由に保育時間を制限しないこと。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第22号	平成20年 12月2日	母子生活支援施設のセーフティーネットとしての必要性を踏まえ、五条荘について平成22年度の指定管理者制度導入の中止を求める請願	母子生活支援施設 五条荘を守る会 5,457名	山口きよあき(共産) 丹羽ひろし(名自)

母子生活支援施設には、ドメスティック・バイオレンス(D)、児 待、生活困難等のため、心身に を受けて不安定な状態の母と子が入所している。心理的 アを受けながら、それぞれが える問題の解決に取り組み、生活を立て直し、母と子の安定した自立を目指している。

職員は、母と子に寄り い、日常的な相談、D 加害者からの 難・安全確保の援助、法律相談・ 判所等への同行支援、離 手続支援、子育てに関する助言・援助、補 保育・学 保育の実施、中高生の える問題への対応、 所した利用者の相談等、様々な生活支援・自立支援・子育て支援・アフター アを行っている。

D 被害から逃れてくる 性の増加、母子世帯の増加等のため、施設の需要はますます高くなっている。母子生活支援施設の利用の半数近くがD のための入所であり、 条荘では過半数に及ぶ。

条荘は市直営の母子生活支援施設として、母と子の える問題が複 で支援・援助の困難な利用者を受け入れ、セーフティーネットとしての役割を担ってきた。需要の増大により、近年は年間100を超える入所 頼がある。きめ細かい支援で問題解決と心身 の回復を図り、地域社会への自立を促し、それらの入所 頼に応じる努力をしている。

市は、 条荘について平成22年度から指定管理者制度に移行すると発表した。このような特殊な支援内容の母子生活支援施設で、十分な検討・準備をせず管理・運営形態の変更をすることは、様々な困難を える母と子にとって大きな打 である。 条荘で積み上げた実績が引き がれなくなったり、質が担保されなくなったりする危険がある。

既に平成18年度に指定管理者制度を導入しているにじが 荘の職員からも、期間限定では見通しを持った支援ができないという声が上がっている。

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会は、社会福祉施設、とりわけ母子生活支援施設に指定管理者制度はなじまないとの提言を出している。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 母と子の生活の拠点である母子生活支援施設のセーフティーネットとしての必要性を踏まえて、 条荘について平成22年度に指定管理者制度を導入するという結論を出さないこと。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第23号	平成20年 12月2日	国民健康保険と高齢者医療の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする 市民の会 (20,941人)	うめはら紀美子 さとう典生 江上博之 山口きよあき くれまつ順子 かとう典子 田口かずと(以上共産)

市の国民健康保険制度は、市民の願いと運動、市議会と市の努力により、数多くの減免制度と一般会計からの繰入れにより市民の負担軽減を図る、全国でも誇れる優れた制度となっていた。

しかし、2008年度からは、これまで一般会計で充当してきた保険料の未納分、 費、出産育児一時金の一部等が保険料に上乗せされ、一人当たりの保険料が政令指定都市で一番高い約6800円の値上げとなった。とりわけ、予定収納率を93%とし、未納分7%のうち3%分の約3057円が保険料に上乗せされた。また、国民健康保

険では、自営業者、高齢者に加え、者の加入が増えた結果、保険料を支払えないため、期限付きのいわゆる短期保険証や窓口で10割負担となる資格証明書をされ、医者にかかれずに病気を悪化させる被保険者が年々増えている。

ついては、「誰でも払える保険料にしてほしい」、「病気になったら安心して医者にかかるようにしてほしい」という願いを込め、次の事項の実現をお願いする。

- 1 国民健康保険料を誰でも払える金額に引き下げること。
- 2 国民健康保険の資格証明書の発行をやめること。
- 3 国民健康保険の減免制度をなくさないこと。
- 4 後期高齢者医療制度の廃止を国に要望すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第24号	平成20年 12月2日	介護保険制度の報酬単価の引上げを求める意見書提出に関する請願	全国福祉保育労働組合東海地方本部	うめはら紀美子 さとう典生 江上博之 山口きよあき くれまつ順子 かとう典子 田口かずと (以上共産) とみた勝ぞう(社民)

近年、高齢者介護事業を頭に、社会福祉施設等における職員確保が極めて重大な困難に直面している。介護は、住民の暮らしや安心の確保において必要な仕事であるにもかかわらず、実際には、低金と少ない人員配置による長時間で過酷な労働実態が慢性化し、離職者が増加する一方、求職者が減少する悪環を引き起こしている。また、介護従事者を育成する専門学や大学でも、定員を大きく割り込むところが少なくない。

2007年に政府が改定した「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」では、人確保問題は国民生活に関わる喫緊の課題であるとし、そのために適切な給与水準の確保等の労働環境の整備が必要であると指摘しているが、今日の福祉労働力不足は、まさに住民への適正で質な社会福祉サービスの保障にとっても、重大な支障を来す事態となっている。

2008年、国会で「介護従事者等の確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が成立し、2009年4月までに介護従事者等の処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。この間、厚生労働省は、安心と希望の介護ビジョンや社会保障審議会介護給付費分科会において審議を進め、政府・与党は10月30日に追加経済対策を発表し、介護報酬の3%引上げと1200億円規模の措置を発表した。介護保険制度が始まって以来のこの改善改定は、多くの介護関係団体・者の切実な声が反映されたことと評価している。しかし、3%で月2万円の引上げというものの、多くの施設で職員を加配して業務を行っている現状においては、急増する非正規労働者の金・労働条件の改善を考慮すると、私たちの試算ではこの3%で一人当たり月2万円の引上げになるとはいえず、まだまだ不足している。2. 3%減、2. 4%減と過去2回の改定により引き下げられた分の回復にもなっていない。また、厚生労働省は、3%引上げ分は介護労働者の金引上げにのみ当てる分として計上したと明言したものの、その実行を担保する具体的システムはいまだ構築されていない。それに加え、保険料上昇分の国負担を2年間の経過措置とし、それ以外の財源を消費税の引上げに求めている点は、将来的に国民負担に転ずるのであって重大な問題である。

政府の2009年度予算において、少なくとも5%の介護報酬の引上げが実現されることが、介護職場における人確保問題の実効性を伴った解決につながる。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を政府に提出されるようお願いする。

- 1 2009年度予算では、国の費用負担によって介護報酬単価の5%の引上げをし、介護施設等の職員の金・労働条件について公務員と同等の水準を保障すること。
- 2 介護施設の職員配置基準を改善すること。
- 3 引き上げられた報酬単価が、職員の金に確実に反映されるよう制度を改めること。
- 4 前項の改善のための費用は、保険料や利用料に転しないようにすること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第25号	平成20年 12月2日	短歌会館の存続を求める請願	新日本婦人の会中 支部 (766人)	うめはら紀美子 わしの恵子 江 上博之 山口きよあき くれまつ 順子 かとう典子 田口かずと (以上共産)
短 会館は、 人青木 子 が市民文化向上のため市に寄 されたもので、交通の便も く、近年では97%の 働率を保っている。 市は、 化と 工事に費用がかかるということで廃止を予定している。私たちは様々な文化活動の拠点としてこの短 会館を利用しているが、この施設がなくなれば活動自体も困難な状況に陥る。 市内だけでもこの数年間に青年の家が廃止され、愛知厚生年金会館等も相次いで廃止されようとしており、市民が利用できる施設がなくなってしまう。 どころと言われる名古屋。市民がいきいきと文化活動を行うことができる施設の提供と文化の向上を願い、寄 された青木 の 志も んで、ぜひ短 会館を存続されるよう強く求める。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 短 会館を存続させること。				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第26号	平成20年 12月2日	市の休養関連施設の老人割引の 実施を求める請願	全日本年金者組合 愛知県本部 105名	うめはら紀美子 江上博之 山 口きよあき くれまつ順子 かとう 典子 田口かずと(以上共産) とみた勝ぞう(社民)
2008年4月1日から後期高齢者医療制度が実施された。私たちはこの制度の中止・撤廃を強く求めている。この制度の発足に伴い、75歳以上の人は、国民健康保険の加入者から外されたため、名古屋市 温 ホーム松島及び名古屋市民御 村セントラル・ロッジの1000円の割引等がなくなった。この措置は、明らかに高齢者の福祉施設に差別を持ち込むものである。 市の 関連施設や国民健康保険に関する高齢者優 措置は、現在の後期高齢者が、現職時代を含めて保険料を長期に納入してつくり上げたものである。また、後期高齢期こそますます優 措置が求められるのが人の道ではないか。その趣旨をひっくり返すような廃止はまことに である。この点を深く考慮して、直ちに従来どおりの制度で運営されるよう求める。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 後期高齢者医療制度加入者に対する市の 関連施設の割引を実施すること。				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第27号	平成20年 12月2日	公的保育制度の堅持を求める請 願	天白区住民 14,000名	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)
天白区の保育所では、延長保育、障害児保育、 日・年末保育、一時保育、病児・病後児保育等子育てに関する様々な要望が次々に出されてきている。また、学 保育所は、親の 労を支援するとともに子どもに適切な びと生活の場を与えるところであり、なくてはならないところである。しかし、民営化が提案され、公的な責任、財政保障はさらに限られたものになり、必要があっても利用できないのが実態である。 ついては、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境・地域づくりのため、次の事項の実現をお願いする。 1 公立保育所の廃止・民営化を絶対にやめること。また、営利企業の参入を認めないこと。 2 現在のより い保育の質を保つための公私間格差是正制度を守ること。 3 給食は子どもたちにとって大切な食育を行うものであることから、離乳食、アレルギー食、 上の理由による除去・代替食をつくるなど、一人一人に に対応するためにも、正規職員がつくる給食を守ること。 4 安全な保育環境の維持のために予算を充実させること。 (1) 定員増による待機児 の解消に必要な施設改善費と人件費を拠出すること。 (2) 子どもたちが 適に過ごすために各部屋にエアコンを設置すること。				

- (3) の 対策と 化対策をすること。
- (4) の水はけが くなるように、一部の土の入替えをすること。
- 5 学 保育所を守り、発展させること。
- (1) 学 保育とトワイライトスクール事業を一体化しないこと。
- (2) 助成対象児 を小学 6年生まで拡大すること。
- (3) すべての土 日について、長期 業中と同様に、実態に して1日分の補助をすること。
- (4) 基準単価の対象時間を 後6時までとし、時間延長手当ではない助成をすること。
- (5) 障害児の受入れ1人ごとに補助金を交付すること。また、補助金を増額すること。
- 6 保護者の労働実態を し、安心して働くことができるように保育制度を充実させること。
- (1) 望の多い地域の一時保育実施 を増やすこと。
- (2) 病児・病後児保育の実施 を地域ごとにつくること。
- (3) ニーズの高い地域に 日保育実施 を設置すること。
- (4) 育 あけ・産 あけ入所予約の実施 を増やすこと。
- (5) 公立保育所の早 保育時間を実態に して 前7時30分からにすること。
- (6) 障害児保育を充実させること。
- ア障害児の認定において年齢枠を撤廃し、 望者は入所できるように人的配置及び財政的支援をすること。
- イ入所を 望する障害児が入所できるように受入人数を増やし、必要な家 については保育時間を延長すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第28号	平成20年 12月2日	部地方整備局の事務所・出張所の存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革に係る慎重な審議を求める請願	国土交通省全建設労働組合本局支部	うめはら紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口きよあき くれまつ順子 かとう典子 田口かずと(以上共産)

2008年6月の 手・宮城内 地 を始め、8月・9月の愛知県三河地域や 県西 地域、三重県北西地域における集中 等、毎年のように全国各地で地 による災害、台 や集中 による 水害・土 災害が発生し、国民の生命や財産が われている。このように日本の国土は自然災害が発生しやすい条件下にあり、さらには地球温暖化に伴うとされる気候変動から、 の気温上昇や集中 ・ 水、 の ・ 少 といった異常気象が、より に、局地的に現れてきている。また、戦後に整備した公共施設の更新時期を迎え、維持管理を れば、アメリカ合 国ミネ タ で発生した落橋事故の が日本でも生じかねない。こうした中、今後も安全・安心な生活のための防災対策や環境整備、施設の維持管理が重要となる。

しかし、政府は建設関連の予算規模を毎年縮小するとともに、重点投資と して地方の防災や生活関連の公共事業費を削減しており、地方では安全・安心の公共事業に支障を来すとともに、地域経済を下支えする建設産業が目え うばかりの 状となっている。また、経済財政 問会議や地方分権改革推進委員会等で議論しているとおり、「国から地方へ」と し、地方における国の責任の放棄を目的とした地方分権を推し進め、地方の最前線で働く地方整備局の事務所・出張所を廃止しようとしている。こうした姿勢は、2008年9月16日に地方分権改革推進委員会が発表した「道路・河 の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見」でも如実に現れており、本来的には道路法や河 法に基づく管理委任制度で位置付けを変更して移管し、財政負担割合も現行制度に って適用すべきところ、位置付けを変えずに移管し、管理水準を維持する、移管に伴う経費全額を財源として移譲することを原 とするとし、先行き不 明な財源移譲をえさに法制までもないがしろにして責任放棄を進めている。

市内において中部地方整備局及び事務所・出張所は、産業の発展や便利な生活の基 をなす国道1号、19号、22号、23号、41号、153号、302号の管理や改築等の事業、安全・安心な生活の基 をなす 内 の管理や改修等の事業、災害発生の際の復 等の対策支援の国責を担って日々精 しており、地域にとってこれらの機関の存続は必要不可欠と考える。

ついては、国が国民に対して保障すべき最低限度の生活水準の維持・増進に当たる防災対策・環境整備・施設維持管理事業は国自らが相応の予算・組 ・人員を確保して実施すべきと考え、貴議会が次の事項を内容と

する意見書を内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）及び地方分権改革推進委員長に提出されるようお願いする。

- 1 地域住民の生命と財産を守る公共事業推進のため、中部地方整備局、名古屋国道事務所、愛知国道事務所、名四国道事務所、内河事務所」中部事務所及び関係出張所を存続させること。
- 2 公共事業費の予算配分を防災や生活関連へ重点配分するとともに、前項に掲げる機関の組を、災害時の速・適切な対応を執ることができる体制に拡充すること。
- 3 国民の安全・安心な生活のための社会資本整備が国の基本的責務であることを踏まえ、地方分権改革推進委員会の第2次告に向けた地方分権改革推進委員会等における審議を慎重に行うこと。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第29号	平成20年 12月2日	名古屋市民御岳休暇村の存続を求める請願	名古屋市民おんたけ休暇村の存続を求める「おんたけを考える会」	うかい春美(民主 岡本善博 堀場章 渡辺義郎(自民) 岡地邦夫(名自) 三輪芳裕(公明)

名古屋市民御村は、昭和48年に名古屋市民にレクリエーションの場を提供するため、長野県村に設置された施設である。村は、開設以来市民に豊かな自然環境の中でいの場を提供し、野外活動を通じて青少年の健全な育成に寄与してきた。市民にとって親しみ深い、またかけがえのない施設になっている。

一方で、村を取りく近年の社会状況は、開設当時と比べて大きく変化しているが、セントラル・ロッジの各部屋にはトイレや面所が設置されておらず、キャンプ場等の施設も化している。また、村の利用者は昭和58年度をピークにここ数年減少しており、市の行政評価では「施設の必要性が低下しつつあることから、却・廃止の検討を始めてください」との厳しい評価を受け、市当局においても検討を開始したと聞いている。

しかしながら、利用者の減少や財政負担という一面だけでこのような貴重な施設を却・廃止することはいかなるものであろうか。特に、市においては2010年のP開催が決定され、さきの愛・地球博の成と相まって環境に対する市民の関心は非常に高まっており、市民の環境学や自・然体験の場として村は最適であると考えられる。また、村は年間6000人以上の小学生・中学生に自然体験の場を提供するとともに、大学生ボランティアをキャンプカンセラーとして育成し、35年間にわたり優な人を出している。加えて、村が設置された長野県村は、江戸時代から現在にるまで市にとってつながりの深い地域である。江戸時代に張領となり、その林から名古屋城天守閣や本丸御殿の用を供給し、現在では市民220万人を支える大切な水源地にもなっており、ライオンズクラブを始めとする市民活動団体の林や間活動等も村を中心に活発に行われている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 市の貴重な財産として名古屋市民御村を存続させること。
- 2 市民ニーズの変化に伴い、施設の大規模改修をすること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第30号	平成20年 12月2日	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会 197,945名	うめはら紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口きよあき くれまつ順子 かとう典子 田口かずと(以上共産)

子どもは歴史の望である。今を生きる子どもには、毎日、愛され、しく、主体的に生きる権利がある。そのためには、親たちが安心して子育てできる環境が必要である。安心して子どもを産み育てられるためには、労が保障された安定した生活が必要である。経済的負担の少ない保育料で入所でき、子育てを応援する保育所・学 保育所の存在も求められている。

しかし、現実是不安定な非正規労働者が増え、また長時間労働によって人間的なゆとりある生活がわれている。子どものが大きく報道され、親たちも子育てに不安を持ち、何を大切に子育てをすればいのかわからなくなっている。地域で共同で子育てする土も薄くなっている。

今大事なことは、親の労働実態に対応し、子育て不安に応え、子育ての知や文化をし、発展させる保育所・学 保育所を充実させることである。地域の保育所・学 保育所を子育てのよりどころにする必要があ

る。

「子育てするなら名古屋で」を標榜する市は、2007年11月、公立保育所3の廃止・民営化の提案をした。今後さらに公立保育所を減らす考えである。市民の声に応え、「子育てするなら名古屋で」を実現させるためには、公立保育所を廃止せず、保育所を増やし、質の高い保育を守り充実させることが大切である。また、市は、子どもたちの放課後対策として「子どもたちの豊かな放課後」の基本的な考え方を発表した。すべての子どもを対象に、トワイライトスクールと学 保育の いところを併せ持つ新たな事業を展開するとしている。これは、今までにつくられてきた学 保育の水準を切り下げるものではないかと危 される。

国には、保育所の最低基準を都道府県に任せる動きがある。直接契約をする認定こども をさらに増やしていく考えも強くある。児 福祉法は、すべて児 は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないとしている。子どもの権利を最優先にするなら、保育は、国と自治体に保育の実施責任があり、保育所の最低基準を定め守り、保育所の経費は公費で負担するという公的責任で対応し、親たちが安心して けられる保育所を充実させるべきである。

ついては、安心して子どもを産み育てられるという基本的立場から、市の公的責任の名において子どもたちの人権を 重し、その健やかな育ちを最大限保障し得る保育・学 療育施策が速やかに実施されるよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 市の公的責任を 持し、公立保育所をなくさないこと。
- 2 営利企業の保育所への参入を認めないこと。
- 3 児 福祉施設最低基準を 持し、改善するよう国に働きかけること。
- 4 保育所・学 保育所が役割を果たせるよう、予算を増額すること。
- 5 民間社会福祉施設運営費補給金制度を 持・拡充すること。
- 6 次の項目を最低必要な保育施策として緊急に行うこと。
 - (1) 保育所入所待機児 を解消すること。待機児 の解消は、 込みではなく、保育所の新設や増設により定員を増やして行うこと。
 - (2) 子育て世代の経済的な負担を減らすために保育料を値下げすること。
 - (3) 長時間対応、3歳未満児の受入れ、補助単価の引上げ等、障害児保育を拡充すること。
 - (4) 一時保育、 日保育、病児・病後児保育を拡充し、公立保育所でも実施すること。
 - (5) 児室制度の補助金を増額し、制度を拡充すること。

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された14件の意見書案について、議会運営委員会理事会で協議が行われ、日本共産党の提案した意見書案2件も含め、9案件が適切な修正や調整を行って共同提案の合意が得られ、12月4日に議決しました。

意見書案に対する各会派の態度（議会運営委員会に提出された意見書案）

意見書案	原案提出	結果	各会派の態度				
			共産	民主	自民	公明	名自
公契約に関する基本法の制定を求める意見書（案）	民主	可決					修正
知的財産立国の推進に関する意見書（案）	民主	否決				修正	
生物多様性基本法の厳正な執行等による自然と共生する社会の実現に関する意見書（案）	民主	可決			修正	修正	
消防救急無線のデジタル化に関する意見書（案）	自民	可決	修正				
容器包装リサイクル法に関する意見書（案）	自民	可決					
道路特定財源の「一般財源化」に関する意見書（案）	公明	否決					
都市型水害対策の充実に関する意見書（案）	公明	可決					
雇用促進住宅の 去困難者への支援強化に関する意見書（案）	公明	否決					
太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書（案）	公明	可決	修正		修正		
政民営化に関する意見書（案）	名自	否決					
風営法の改革に関する意見書（案）	名自	可決				修正	
信用保証制度における責任共有制度に関する意見書（案）	共産	可決			修正		
社会保障予算の削減路線の撤回に関する意見書（案）	共産	可決			修正		
消費税率の引き上げに関する意見書（案）	共産	否決					

チェック字は可決された意見書 議運に提案された段階での態度 賛成 反対 検討
 が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。
 共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明 公明党 名自：名古屋市会自民党

《採択された意見書》

公契約に関する基本法の制定を求める意見書

厳しい財政状況を 景に国や地方自治体では、公共 ービスの効率化、コストダ ンが求められ、公共工事や委 事業などの公契約の価格は過当 争と相まって低価格・低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の 金・労働条件の低下を招くという問題が生じている。

さらに、労働基準法や最低 金法等の遵守について、発注者が関与しにくい構造となっており、公共工事や委 業務を担う労働者は社会保険の不適用、 下げや解雇の にさらされている。

このような中、国や地方公共団体等が行う公共工事の入札・契約の適正化の促進を目的とした「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成12年に制定され、また、本市においても来年4月から最低制限価格に満たない入札について、自動的に 格とする最低制限価格制度を導入する予定となっ

ている。

しかしながら、こうした状況を根本的に打開し、明・公正な取引関係を確立して、質で安全なサービスを提供するとともに、労働を通じての豊かさを実感できるよりよい社会を実現するためには、法律の遵守にあつては民間の模範となるべき行政が公契約の発注において、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守はもとより、社会保険や雇用保険の全面適用を底させ、労働者の保護を図るための対策が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善に職場の安全確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。
- 2 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須条件とすること。

生物多様性基本法の厳正な執行等による自然と共生する社会の実現に関する意見書

自然と共生する持続可能な社会の実現を図るために、生物多様性の保全は必要不可欠である。

政府は、これまでも第三次生物多様性国家戦略を策定し、生物多様性に向けた方向性を示してきたものの、環境省レッドデータブックに掲載されているが、保護法ではに指定されており、生物多様性の保全に関する施策での連携体制の強化が必要である。

こうした中、生物多様性の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした生物多様性基本法が制定され、今後は、生物多様性基本法の厳正な執行等による総合的な施策の推進を図り、自然と共生する社会の実現に取り組むことが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 種の保存法を初め、生物多様性の保全に係る関連法を速やかに改正し、絶滅のおそれのある生物種の保護対策を早急に強化すること。
- 2 国民が生物多様性に配慮した物等を選択できるような環境整備に努めること。

消防救急無線のデジタル化に関する意見書

消防救急無線については、災害時などにおける消防救急活動上の重要な情報伝達手段として、重要な役割を果たしており、市民の安心・安全を確保する上で必要不可欠なものとなっている。

このような中、国は、消防・救急通信の高度化や電の有効活用を推進するため、消防救急無線のデジタル化を推進することとし、平成28年をめどにすべての消防本部がデジタル化することとなっているものの、消防救急無線のデジタル化には非常に大きな財政負担が生じるものであることから、消防救急無線のデジタル化に向けた国の財政措置が強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、消防救急活動の円な実施を確保するため、自治体の意向も重ししながら消防救急無線のデジタル化に必要な財政措置を講ずるよう強く要望する。

容器包装リサイクル法に関する意見書

家から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築することを目的に制定された容器包装リサイクル法は、ごみ減量に大きな役割を果たす一方で、生産・事業者によるごみの発生抑制・再使用や自治体財政への負担などの問題が解決すべき課題となっている。

このような中、生産・事業者から市町村に資金を拠出する仕組みなどが盛り込まれた改正容器包装リサイクル法が平成18年に公布され、順次施行されてきたところであるが、分別収集・選別保管に係る経費負担による財政圧などの問題は解決されておらず、拡大生産者責任の原則に基づいたさらなる制度の見直しが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 市民の利便性や収集処理工程全体の効率性等を十分考慮した上で、再 化手法に応じた引き取り質基準を設け、その手法については各地方自治体を選択できるようにすること。
- 2 事業者責任の強化・明確化を図るとともに、事業者と地方自治体の適切な役割分担、費用分担の制度化をさらに推進すること。
- 3 再 化についての情報を広く公開するとともに、地方自治体が再 化の 行を確認できる制度とすること。

都市型水害対策の充実に関する意見書

近年、都市部を う集中 により多大な被害が発生しており、平成20年8月末 では、本市を初めてとして愛知県内の各都市に 大な被害が生じた。

本市においては、緊急 水整備計画に基づき 水調整 の整備などの各種対策を着実に進めているものの、大都市部における抜本的な水害対策を講ずるためには、 水の排出先である河 や下水道の整備を初め、都市全体で取り組む総合的な水害対策を推進することが必要である。

また、局地的 による都市型水害の被害を軽減するためには、高分解能気象レーダーであるマルチパラメータレーダーの整備など、より詳細な気象情報が提供できる施設を整備し、市民への情報提供体制を強化することが重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 国直轄河 の改修をより一層推進するとともに、基幹河 ・都市基 河 の改修事業を推進するための所要の財政措置を講ずること。
- 2 緊急 水整備計画など、下水道の 水対策を着実に推進するための所要の財政措置を講ずること。
- 3 各地方気象台へマルチパラメータレーダーを整備するなど 予測精度の高度化を図ること。

太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

今年7月に開催された北海道 ミットでは、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論され、議長国である が国においても、2050年に温室効果ガスの総排出量を60%～80%削減するという目標を掲げたところである。

このような中、太陽光発電については、天然資源に乏しい が国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集めており、国は「経済財政改革の基本方針2008」や「低 素社会づくり行動計画」において「太陽光発電については、世界一の を再び 得することを目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍を導入量の目標とする」と、目標を示したところである。

「環境立国」を掲げる が国が、太陽光発電世界一の を 還するためには、エネルギー導入量増加に向け、太陽光発電システムのさらなる普及促進に向けた支援策を打ち出す必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 平成20年度に導入された国による「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金補助事業制度」の 続びに同事業予算を拡充すること。
- 2 分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や 住宅オー ーの固定資産税の減税措置など集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策の推進を図ること。
- 3 国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入 びにそのための制度整備を図ること。
- 4 導入コスト低減にかかわる 開発促進策の推進を図ること。
- 5 太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・ 発活動の推進を図ること。
- 6 太陽光発電による電力の固定価格での買い取り制度を整備すること。

風営法の改正に関する意見書

近年、面識のない に出会いの場を提供するいわゆる「出会い系喫 」に起因する児 買春事件が相次いでおり、昨年は全国で26件が摘発され、うち、16件が愛知県内での摘発で全国で最も多く、さらに愛知県内での出会い系喫 の大半が本市内にある。

特に、この出会い系喫 は 性 が一般的には無料で利用できることから未成年者が出入りして被害者になる ースが多く、中には同喫 が児 買春等の の温床になっていることをよく認識せず利用している ースが見受けられるため、未成年者を から保護する措置を講ずることが必要である。また、児 の健全育成の 点からも早急なる対策が求められている。

しかしながら、同喫 は 営業に関する規制事項を定めている 営法の規制の対象外であるため、全国で統一された規制が行われていない状態にある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、 営法を改正し、出会い系喫 についても同法で 営業と位置づけ、規制の対象とするよう強く要望する。

信用保証制度における責任共有制度に伴う金融機関への指導監督に関する意見書

昨年10月、中小企業信用保証制度が改正され、責任共有制度が導入された。これによって、信用保証協会の保証が原 として10割から8割になり、残りの2割は金融機関が受け持つようになった。この制度は、金融機関がリスクを負っていないために、審査が くなり 理 が欠如するとの理由で導入されたが、中小企業などからは、当初から金 機関の し渋りが懸念されていた。

同制度導入後の本市の金融状況は、中小企業に対する金融機関による保証つき融資の取り組みは後向にあり、金融機関の し渋りも見られる。今後もこうした 向が続くことになれば、名古屋経済のみならず、中部圏、ひいては が国の経済に深刻な影響を及ぼしかねない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、金融機関が地域の中小企業への資金供給に積極的に取り組むよう適切な指導監督を速やかに行うよう強く要望する。

社会保障予算に関する意見書

国は、社会保障予算の自然増を毎年度2200億円削減（初年度は3000億円）する方針を実行している。

このことにより、産科・小児科の医師不足や救急体制の弱体化、医療機関の経営危機などの地域医療の崩壊や介護の現場における人 確保難などの問題が生じている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、国民生活の土台を支え、より安心のできる社会とするため、社会保障に必要な財源を確保するよう強く要望する。

《日本共産党提で採択されなかった意見書》

消費税率の引き上げに関する意見書(案)

麻生太 首相は10月30日、政府・与党の追加経済対策を発表したが、その中では消費税を含む「税制抜本改革」を2010年代半ばまでに段階的に実行する方針を表明し、景気が 転すれば、3年後から消費税率を段階的に引き上げていく考えを明らかにした。11月4日に政府の社会保障国民会議がまとめた最終報告も、消費税増税を念頭にした財源確保策へ速やかに着手することを求めるものとなっている。

昨今、景気悪化や物価高 などによって、国民の暮らしは厳しさを増しているが、消費税の増税計画は、国民の 来不安を き立てて、消費をさらに冷え込ませるものとなる。しかも、消費税は、低所得者ほど負担率が重くなる一方で、大企業は「輸出戻し税」制度なども含めて負担を免れるという不公正性の強い税金であり、社会保障の財源としてはふさわしくない税金である。

よって名古屋市会は、国会及び政府に対し、消費税率の引き上げを行わないよう強く要望する。

名古屋港管理組合議会11月定例会 一般質問 (11月10日)

貨物量とコンテナバースについて／港の防災対策について／イタリア村破たんについて

山口きよあき議員



コンテナバース整備と取扱貨物量の見通しについて

コンテナ輸送の伸びと今後の見通しは

【山口議員】名古屋港のコンテナ物の推移に対応したターミナル整備についてうかがいます。

私はこの議場でも何回か、コンテナターミナル整備の優先順位について、中国・北の基幹路中心の飛島ふ頭南バースよりも、中国・国路に対応する田ふ頭のバース整備こそ急ぐべきだ、と管理組合の姿勢をただしてきました。

先の6月定例会では、田ふ頭の整備を事実上優先しようという「名古屋港の整備促進についての意見書」が全会一致で可決され、8月には国土交通省の算要求における新規事業として、

強化機能を有する田ふ頭コンテナターミナル第3バース整備事業が盛り込まれました。

しかしこの事業は、水深こそ港計画にあった14から12に変更されたようですが、着工から成まで7年を要し、全体事業費も264億円という大型の公共事業です。まだ政府の新年度予算案に盛り込まれるかどうかは不明ではありますが、この機会にあらためて二つ

うかがいます。

ひとつは、田ふ頭の整備を急ぐ必要性についてです。

中国・アジア物流、すなわち近海路を中心としたコンテナ輸送需要は、中国・北の基幹路に比べて、その需要がどのような伸びを示し、また今後の見通しはどうでしょうか。

コンテナの待ちもあると聞きますが、田ふ頭だけが極度に混んでいるのですか。また中国・国路を、金城でも飛島でもなく、田に集中させる理由は何か、聞かせてください。

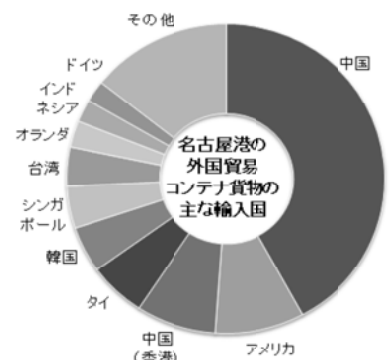
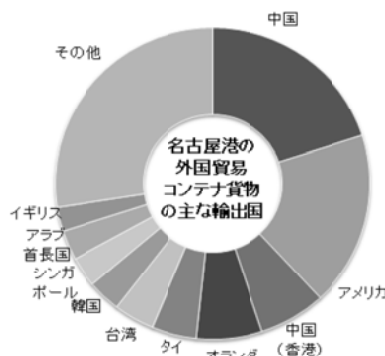
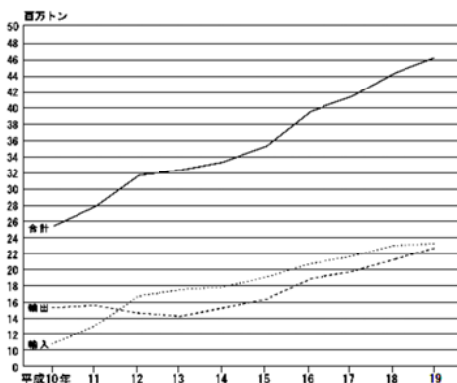
過去5年間で1.75倍。増勢が続くと見込む

【企画調整室長】名古屋港における中国・国路の物取扱いは、過去5年間で1.75倍の伸びで急増し、全体に占める割合は平成19年実績で35%となり、基幹路の割合34%を超える取扱量となっています。

厳しい経済情勢の中、今年の上半期は前年みの取扱貨物量で、中長期的には貨物量の増勢が続くと見込んでいます。

名古屋港のコンテナターミナルは全体的に混んでいます。コンテナターミナルは利用社

名古屋港の外国貿易コンテナ貨物取扱量の推移



と 路別に集約したほうが効率的であり、特に田ふ頭では港運8社で構成する名古屋コンテナターミナルが営し、中国・国路を集約した効率的な取組を進めています。

TCBと鍋田ふ頭を一緒に整備するのを転換したのか

【山口議員】もうひとつは、国がこの新規事業に取り組むに際し、クリアすべき前提条件は何もないのか、ということです。

管理組合はスーパー中港構想にこだわり、飛島ふ頭南(TC)の整備と一に田ふ頭を整備したい、と要望していたのですが、それを現場の実情にあわせて方針転換したわけですが、スーパー中港構想を推進してきた国土交通省からは田ふ頭の整備にあたって何も注文はなかったのですか。お答えください。

当面、増大する中国・韓国航路の鍋田ふ頭を優先する

【企画調整室長】昨年、本組合及び地元関係者により施設整備の当面の方針として「名古屋港コンテナ機能拡充に係るロードマップ」をまとめ、増大する中国・国路を優先して、田ふ頭コンテナターミナル第3バースを先行整備することに合意しました。

このターミナル整備は、本港のコンテナターミナル機能強化に向けたスーパー中港構想の推進に寄与するものであり、方針転換しているではありません。

国からは、飛島ふ頭南コンテナターミナルの利用促進が求められています。

飛島ふ頭南側のコンテナバースの取扱量は

【山口議員】さて、そのTCですが、もうすぐ二つめの16大水深バースが動きます。日本共産党名古屋市議団は、大水深バースは二つも必要ない、過な公共事業だと二つめのバース建設を批判してきました。名港議会の港内視で「世界最大のコンテナです」と紹介されたマースクの15の飛島ふ頭に接しており16のTCは使われていません。大型のためにつくった大水深バースなのにいつ

たいということなのでしょう。

そこで飛島ふ頭南のコンテナバースの取り扱いコンテナ数について、当初の目標と現状、今後の目標達成の見通しはどうなっているのか。うかがいます。

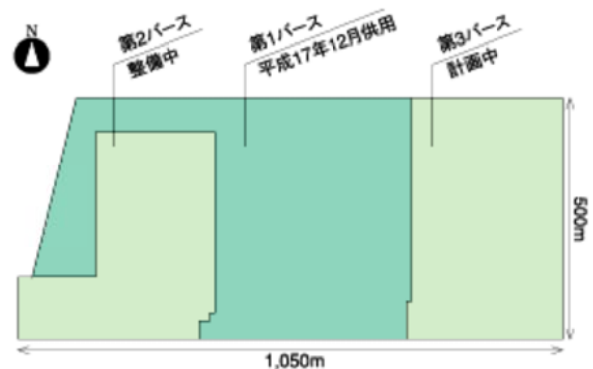
先日配られた「法人の経営状況を説明する書類」にある名古屋コンテナ頭株式会社の事業計画要には「名古屋港のコンテナ物取扱量が着実な伸びを示す中、Cターミナルの取扱量は他のターミナルへの移行により減少傾向が続いている。さらに、本年12月に予定されている飛島頭南の2バース目の供用開始により、より一層厳しい状況が予想される」とあります。既存のバースから飛島ふ頭南の大水深バースに無理やりコンテナを寄せ集めないといけないような見通しでは困ると思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

昨年は32万TEU、2バースで70万TEUを目指す

【企画調整室長】飛島ふ頭南コンテナターミナル第1バースは、平成17年12月に供用開始し、昨年は32万を扱いました。第2バース供用後は、2バース合計で70万の取扱いを目指しています。コンテナターミナル始め他ターミナルからのシフトは、コンテナの大型化に合わせ、係能力や効率性を求め、社が主体的に判断してシフトを行うものです。

現在の港湾計画と港湾整備の状況はどうか

【山口議員】さて、ここまで順調に取扱い物量を伸ばしてきた名古屋港ですが、アメリカ発



飛島ふ頭南側の大水深バース計画

の金融不況と円高、景気悪化の影響は、北 向けの輸出に大きな エイトを置いてきたこの地域のものづくり産業に相当のダメージを与えています。おそらく今後数年間は、不安定な経済状況が続くものと思われますし、過度に輸出に存した体質となっている日本経済を、外需から内需中心へ、輸出大企業支援からの経済政策から個人消費 国民の家計を直接支援する経済政策へと、改めて「構造改革」することがどうしても必要になってきます。

そうしたなかで、名古屋港の取扱 物量の今後の推移と目標をどう考えていくかが重要になってきます。経済状況の変化をしっかりと見 えた

物量推計とそれに見合う適正規模の港 整備計画が必要です。そこで数点おたずねします。

2000年（平成12年）に立てられ、2004年（平成16年）7月に改定された現在の港 計画（港整備のマスタープラン）では、平成20年代前半の取扱 物量を約1億6270万トン、コンテナを253万 と見込んでいましたが、すでに昨年時点で、取扱 物量は2億1560万トン、コンテナも264万 と港 計画の想定を超えています。いまはマスタープランもないまま港 整備を進めている状態なのでしょうか。港 計画の改 作業はいつ行うのか。港 計画における 物量、コンテナ数の推計はどのような手法で行っているのか。お答えください。

現行計画で整備を進め、平成21年度末に改訂予定

【企画調整室長答弁】現在の取扱 物量は、港計画の推計値を超えていますが、港 整備は、マスタープランである現在の港 計画に基づき、優先性を考慮しながら、順次、事業化を進めています。現在、喫緊の課題である 田ふ頭、飛島ふ頭、金城ふ頭のコンテナ 関連施設に係る港計画の一部変更に取り組んでいます。港計画の改 訂は、平成21年度末を目 くに作業を進めています。

物量、コンテナ数の推計は、国内外のマクロ的な経済指標や県内総生産、 造 出 額などの地域経済指標、また、過去の取扱 物量の

推移や、 後圏の主要企業へのアンケート及びヒアリング調査を用いて行っています。

ロードマップの推計は過大ではないのか

【山口議員】 田ふ頭の整備を国に要望する際に関係団体のみなさんがまとめた「名古屋港コンテナ 機能拡充に係るロードマップ」では、2013年（平成25年）のコンテナ数を、いまより50万以上も増えて320万 以上になる、と推計しています。基幹 路 飛島ふ頭南 で年率3%、中国・ 国 路 田ふ頭で年率5%というびが今後5年は続くという推計です。この推計、今度は過大すぎないでしょうか。

すでにアジア～ 間でコンテナ 路が減便という記事がいくつか新聞に り始めています。名古屋税関管内（東海三県 長野・静岡）では9月の輸出額は2 月連続で減り、全体の4分の1を占める 国向けの輸出は前年同月比19.2%の落ち込み、 向け輸出も同じく18.1%の落ち込みです。

こうした経済情勢の変化を、どう受け止めているのか。今後の名古屋港における取扱 物量を現時点ではどのように推計しているのか聞かせてください。

港湾計画の改訂に合わせ、推計を見直す

【企画調整室長】昨年取りまとめた「名古屋港コンテナ 機能拡充に係るロードマップ」は、平成18年を基準年として、近年の経済情勢や過去10年間の実績を踏まえて推計を行ったものです。名古屋港における今後の取扱 物量の推計は、港 計画の改 訂に合わせて、最新の状況を踏まえ、推計の見直しを行います。

港湾計画改訂に臨む姿勢は（再質問）

【山口議員】中国・ 国 路の比重が北 ・ の基幹 路よりも高くなっているとの答弁でした。今後の経済動向は予断を許しませんが、世界経済におけるアジアの比重が高まることはまちがいないとおもいます。この変化を踏まえた港 計画が必要です。

現行の港 計画の想定よりもコンテナ物は4.3%も増えました。港 計画で予定した飛島ふ頭南 などバースの整備はまだ 中段階ですが、予測よりも増大した大量のコンテナ物に、金城ふ頭の活用など現状の設備でそれなりに対応できているのです。T C に 物を集約した結果、他のバースの 働率を下げたのでは、過な設備投資だ、との批判は免れません。

取扱 物量とコンテナバース整備の整合性がきびしく問われる時代です。港 計画の一部変更で予定されている、飛島ふ頭南 第3バースの水深を 16 への変更はまったく必要ありません。

取扱 物量の推計方法も、過去の実績から今後の びを推計する手法ではうまくいかない経済情勢です。大型公共事業にどんどん税金をつぎ込める時代でもありません。

そこでまず、来年度に つた港 計画の改に む姿勢をうかがいたい。

港 計画の改 を前にして、経済情勢が激変しています。上半期の港勢は史上最高を記録しましたが、今後、名古屋港に深刻な影響が出てくるなかでの計画改定作業が始まります。

港 計画の改 にあたって、これからの 物量をどう推計していくかが、取扱 物量にみあう港 整備計画を立てるうえで大事な イントになります。いまの経済情勢と名古屋港への影響をどう受け止めているのか、専任 管理者としての認識をうかがいたい。

あわせて、私は、名古屋港の安定的な発展の



質問する山口きよあき議員。左が神田知事（管理者）

ためには、北 向けの輸出に 存しない、輸出型大企業に過度に 存しない、バランスのとれた港 計画にすることが重要だと考えますが、この点はどう考えているのか、答弁を求めます。

経済状況を見ながら、長期構想を具体化

【副管理者】国において、港 行政の指針及び個別の港 計画を策定する際の基準となる「港 の開発、利用及び保全 びに開発保全 路の開発に関する基本方針」を年内に改 する予定と聞いています。その中で、今後の港 の進むべき方向として、「産業の国際 競争力と国民生活を支える物流体系の構築」、「国民の安全・安心の確保への 」、「 なる港 環境の形成」などの5つの施策を重点的に取り組むとしています。また、港 における取扱 物量は、全体としては 増、コンテナ物については、が国の 易構造がコンテナ輸送に適する高付加価値の が多いことから、増加すると見込まれています。

しかし、昨年の 国の ププライムローン問題に を発する世界金融危機は、中部地域の主要産業である自動車産業に深刻な影響を与え、先日の新聞報道では、地元自動車産業の収 の下方修正が発表されたところです。

輸送機械等の国内外の市場規模の縮小は現在のところ大きな影響として現れてはいないが、今後、物流分野への影響が 々に出てくるものと考えています。本港としても、この状況を重く受け止め、港 計画の改 に際しては、このような状況と国の方針を踏まえながら、昨年3月に策定した長期構想「名古屋港の針路」にある「グローバルロジスティクスの港」、「ものづくりの港」、「環境にやさしい港」などの分野別 来イメージの具体化に向けて、取り組みます。

過大な需要予測と港湾間競争にあおられた計画はやめよ

【山口議員】北 向けの輸出に過度に 存しないように、とたずねました。 管からは、国レベルの認識として、何度か「アジア地域」の経

済発展という言葉が出てきましたが、・北という地名は出てきませんでした。そういう時代です。

港計画は、港法に基づき定められる港整備のマスタープランです。港管理者が原案をつくりますが、国がその指針を示し、国による審査もあり、場合によっては、国から計画変更を求められることもあるなど、国が強く関与する計画でもあります。

国の誘導の結果、全国の港整備はどうなったか、先日、行政視で北上市のひびきコンテナターミルを見せてもらいましたが、コンテナードは空っ、すぎるように期待したトヨタの北工場もいまや深刻な事態です。過大な需要予測と港間争いをあおられた結果、巨大なりと化した港が各地に生まれましたがその典型です。このを繰り返してはなりません。

経済環境の悪化の影響は、名古屋港の物流現場でも深刻です。円高で輸入が増やした原料も、メーカーはつくってもれないから、といって引き取らず、に滞留してきている。主からは、港作業の料金を、過去にさかのぼって引き下げろと、協力要請という形で、圧力が強まっている。

景気悪化のしわ寄せが、港の中小業者や労働者へ押しつけられてきています。管理組合として、このような状況とに向き合っていくことを強く求めています。

国による二つの災害予測を踏まえた 防災対策について

国の災害被害予測と見直しの考えは

【山口議員】次に国による二つの災害予測を踏まえた防災対策についてうかがいます。

国土交通省は、スーパー勢台による被害想定を今年3月に発表しました。国土交通省中部地方整備局が中心となり、管理組合も加わっている「東海ネーデルランド高・水地域協議会」がまとめたものです。

最悪の条件下で過去最大規模の台が勢を直した場合の被害想定がセンセーショナルに報道されました。高の高さや水地域の予測などは、名古屋港の防災計画上の想定水準をはるかに越えています。名古屋港では、高が防の高さである6.5mを越え、一部では防が決壊する、そして港区では6万人以上が広域難を必要とするだろうと予測しています。

また内閣府の中央防災会議「東南海、南海地等に関する専門調査会」は今年5月に「中部圏・近圏の内地に係る被害想定結果の要」を発表しました。海型地だけでなく直下型地の被害も想定する必要があるとして、中部圏では、投高断層帯で大規模地が発生した場合の被害想定を、まとめたものです。そこでは勢にある613の中140のが被害を受ける、という予測数字が公表されています。

さらに9月には、国土交通省四日市港事務所が、東海・東南海・南海3地が同時発生した場合の四日市港の被害シミュレーションを行いました。そこでは防施設の下とにより、上の置物やコンテナの流出、係留された小型の流出などによる大きな被害が想定されています。

国が行ったこれらの災害被害予測を、管理組合としてどう受け止めたのか。管理組合の防災計画の想定を見直す必要はないのか。まずうかがいます。

情報収集に努める

【防災・危機管理担当部長】名古屋港は、勢台を想定して防災対策をとっています。「スーパー勢台」は、学識経験者、関係行政機関で構成された「東海ネーデルランド高・水地域協議会」の調査・研究に与る被害予測です。今後の動向も踏まえ、より詳細な内容の情報収集を行っていきます。

「直下型地」では、での被害予測が公表されていますが、名古屋港は、強化を港内の東西に分け配置し、内部への緊急物

資の輸送ルート確保に努めています。

本組合の防災対策は、災害対策基本法に基づき、防災計画、東海地 対策実施計画、大規模地 対策基本計画及び東南海・南海地 対策実施計画により対処しています。

今後、「スーパー 勢 台 」に関しては同協議会の調査・研究の進捗状況、また、「直下型地 」に関しては国の動向を見極めるため、情報収集に努めます。

高潮防波堤など、耐震診断、補強・改修を国に迫れ

【山口議員】そのうえで、私は、この国による被害想定を、名古屋港の防災対策を台 と地による複合型災害にも えられるよう強化するチャンスとして、積極的に えるべきだと考えます。

来年は 勢 台 からちょうど50年です。日本最大のゼロメートル地帯を 後にもつ 勢 ・名古屋港は、 勢 台 後に緊急的に整備された海 防が多く、 勢 の海 防46キロのうち61%が築後40年以上経過しています。

なかでも名古屋港の高 防 は、やはり築後40年を経過して 化が進んでいます。すでに1989年（平成1年）には、地 下や防 そのものの重みなどで み込んだ高 防 の田 2,450mで平均70 の 上げ工事が行われています。大規模な地 による 状化などで防

が 下する可能性があります。 性に大きな不安をかかえている施設なのです。

私はこれまで何度も、早急な 診断と補強工事の必要性を えてきましたが、管理組合からは「高 防 は国が設置者だ。いま 診断が必要かどうか検討中とのことなので、国の対応を見守りたい」との答弁が、何年も繰り返されてきました。

しかし今回、国が自らこういう予測を立てて、災害対策の強化を言い出したのです。この機会をとらえて、国が設置した高 防 について大 急、 診断と必要な補強・改修を行うように国に強く るべきではありませんか。答弁を求めます。

中部地整で調査しているので早期取りまとめを要望

【企画調整室長】国が整備した高 防 は、現在、国土交通省中部地方整備局において調査を進めていると聞いており、まだ時間を要しているようです。本組合としては引き続き調査が早期に取りまとめられるよう国に働きかけます。

高潮防波堤の診断・改修を国交省に要望せよ（再質問）

【山口議員】国からいろいろな災害予測が出ていますが、シミュレーションもいいけれど、そんなに心配なら、まず国に責任がある高 防 の 対策、 化対策こそ急ぐべきだ、と私は言いたい。いったい、いつまで調査をしているのか。

来年度予算 成に向けて、コンテ ーバースの整備を求めた以上の構えで、高 防 の診断と改修をもっと本気で、国土交通省に要望していただきたい。これも、国土交通省出身でもある、専任 管理者に答弁を求めます。

早期の調査取りまとめを引き続き要望

【専任 管理者 高 防 における防災上の重要性は、本組合としても十分認識していますので、早期の調査の取りまとめを国土交通省中部地方整備局に引き続き要望します。

しっかりやれ（要望）

【山口議員】高 防 、「早期のとりまとめ」と答えてもらいました。おそくとも 勢 台 50年の来年度には、一定の前進があるものと、理解しておきます。しっかりやってください。

ガーデンふ頭（イタリア村）と金城ふ頭の開発について

未払い賃金等の労働者への支給見通しは

【山口議員】イタリア村（ガーデンふ頭）と金城ふ頭についてうかがいます。

ガーデンふ頭東地区のイタリア村問題では今議会に、「権利の放棄と和解」が議案として提

案されました。一定の債権を放棄することで、労働債権の確保に したいという点や、私も6月議会で提案しましたが8千万円の保証金を活用して早期に違法建築物を撤去する、という管理組合の姿勢を、私はまず評価したいと思います。

しかし、まだはつきりさせなければいけない課題がいくつか残っています。

ひとつは雇用問題です。9月の債権者集会では、財団債権では該当者が385人にのぼるとされました。未払い 金、未払い残業代、そして解雇予告手当が財団債権での労働債権です。その総額は約1億3千万円と報告されています。労働債権がどれだけ回収され、支給される見通しなのか。うかがいます。

労働債権のうち財団債権は按分。破産債権の見込みはない

【総合開発担当部長】9月の財産状況報告集会の報告によると 産財団の資産は、約2億3千万円で、これに対し、財団債権の請求額が、約5億6千万円あり、労働債権のうち財団債権にあたるものは、 分による弁済になると 産管財人から聞いています。

また、労働債権のうち 産債権に当たるもの

破産したイタリア村の資産と負債
(2008年9月29日の財産状況報告集会より)

項目	金額	備考	
資産	231,437,576円		
負債	22,090,800,085円 及び 9,759.44ユーロ	破産債権	21,534,318,311円 及び 9,759.44ユーロ
			労働債権者 57件 38,027,548円
			その他債権者 194件 21,496,290,763円 及び 9,759.44ユーロ
		財団債権	556,481,774円
			租税債権 34件 285,059,334円
			労働債権者 385件 129,994,181円
			その他債権者 18件 141,428,259円
			管理組合放棄分 46,399,945円

は、配当の見込みはないと聞いています。

社会保険料の未払いはどうなる

【山口議員】債権者からの質問に対する管財人の回答で、従業員給与から天引きしていた社会保険料（約4500万円）も社会保険事務所に未払い（ちなみに 税債権はこの滞納分をふくめ約2億8千万円とのことです）になっていることが明らかになりました。消えた年金問題が私たちの目前で発生したのです。新たな問題だと思いますので、どう対処するのか。うかがいます。

破産処理の中で対処される

【総合開発担当部長】未払いになっていた社会保険料は詳細を してないが、未払い 金等の問題は現在進められている 産処理の中で対処されると 産管財人から聞いています。

労働者の再就職の見通しと雇用確保に向けた取組は

【山口議員】そして解雇された労働者、とりわけ外国人労働者の再 職の見通しはどうか、雇用確保に向けて管理組合はどんな努力をしてきたのか、教えてください。

直接関与できないが、外郭団体からの委託業務に1名従事

【総合開発担当部長】 産した名古屋港イタリア村 の外国人労働者の再 職には、本組合が直接関与できる立場にはないが、現在、本組合外 団体からの委 業務に1名従事している。

テナントの営業再開と補償への対応について

【山口議員】二つ目にテ ントとの関係です。違法建築物の撤去に向けて、管理組合として

組合が有するイタリア村の債権（2008年10月）

項目	内容	金額（円）	備考
破産債権 (破産前の債権)	未納賃料等	11,995,716	届出額 配当見込みなし
	違約金	79,632,000	
財団債権 (破産以後の債権)	原状回復費用	約80,000,000	概算額 保証金を充当
	未納賃料等	46,399,945	放棄

11社でつくるテナント会と協議していくことになります。円満、速な解決のためにも誠意をもって協議していくことが必要です。

イタリア村のに直接的な責任は何もないテナントのみなさんの状況をどのように認識しているのか、営業再開と十分な補償を求める声に対して、管理組合としてどう対処するつもりか、うかがいます。

新事業者への条件付けは困難

【総合開発担当部長】現在、事業再開へ向け検討を進めている。テナント会からは、次の事業者への営業権について要望が出されていますが、新事業者への条件付けは困難と考えています。

銀行の債権額と融資銀行団の役割について

【山口議員】三つ目に、東京三銀行など6行で構成された融銀行団の責任についてです。P事業は単なる民間業者への委ではありませ

ん。長期間にり公の施設の建設と管理運営をまかせるのですから、各企業がつくる特別会社と、委元の自治体と、そして融資銀行団と、この三者が相互に責任を持ってP事業に深く関わることで、事業の安定性を確保することが想定されています。

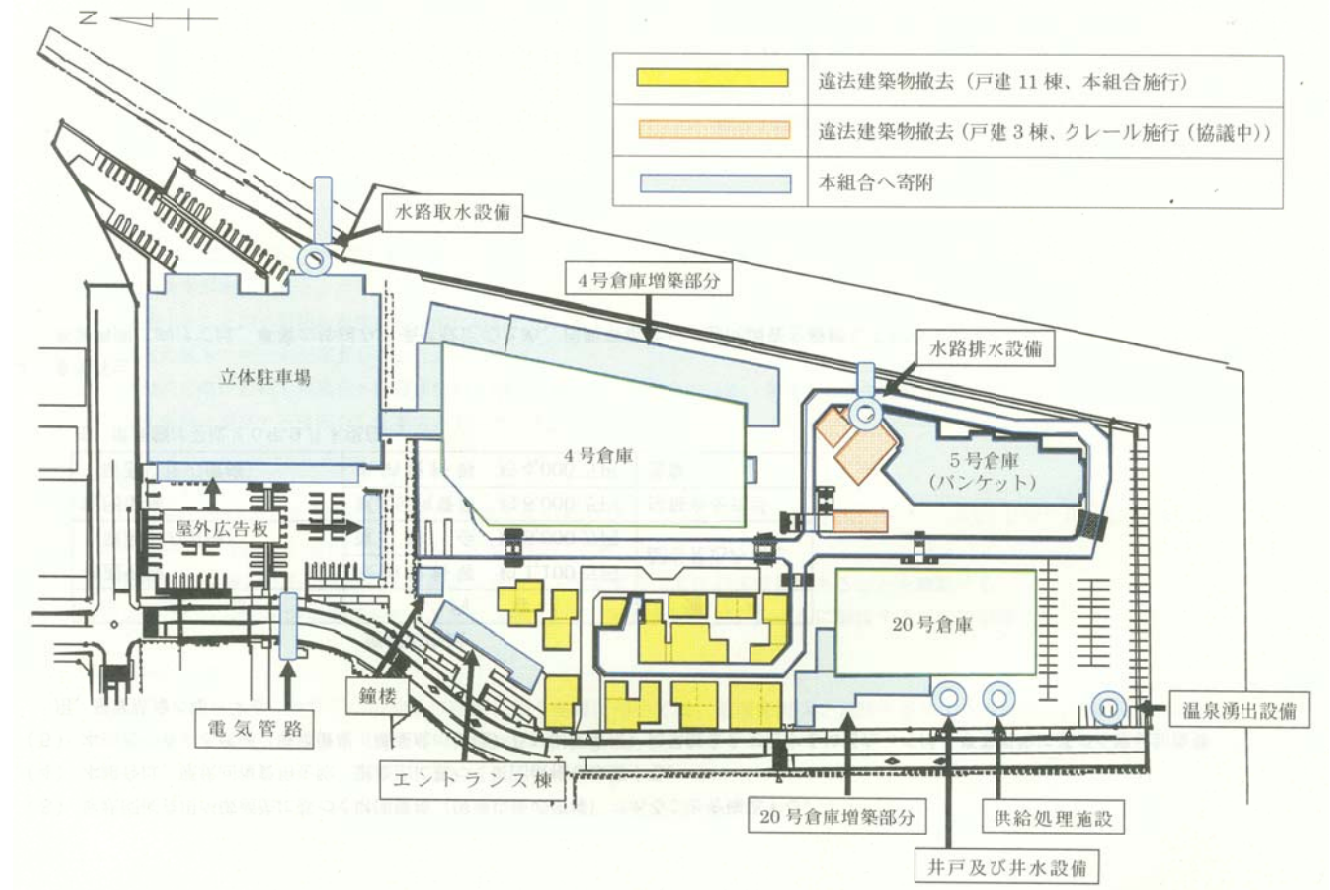
しかし今回の一連の経過のなかで、銀行の姿はほとんど見えてきません。

銀行には、債権（産債権、財団債権）がいくらあり、そのなかで権利を放棄する債権、回収不能な債権はいくらなのか。明らかにしてください。そのうえで、今回、融資銀行団はPで求められる役割を十分に果たしたと言えるのでしょうか。期待した役割と、実際の行動に対する評価を聞かせてください。

財団債権の中に銀行の債権はほとんど無い

【総合開発担当部長】財産状況報告集会の報告では、債権者ごとの内金額は明らかにされていない。財団債権の中に銀行の債権はほとんど

(参考) 名古屋港イタリア村 施設図



無く、産債権の中には、銀行の債権が含まれると思われるが、これについては、配当の見込みは無いと聞いています。

本組合と、融資銀行団とは直接契約を結んでおり、名古屋港イタリア村が事業行に支障をきたす状況にあると融資銀行団が判断した場合には、本組合へ通知することや事業の円な行のため協議を行うこととなっていた。平成19年3月に融資銀行団より、返済が滞っている旨の通知を受け、その後、融資銀行団と協議を行った。

事業再生の取組について

【山口議員】先日発表された職員の処分は、違法建築物問題に限定した処分であって、イタリア村問題の総括的な責任はいまだ誰もとっていません。問題のそもそもの発やの経をめぐると問題については、イタリア村・セラの元経営者や、関与が取りざたされた政治家をふくめ、引き続き調査を続けて全容を解明していくことが必要です。

全面的な総括はまだこれから、ということをお前提にして、ガーデンふ頭東地区の再生に向けたいくつかの提案をしたいと思います。

ひとつは事業の原点に立ち戻ろうということです。もともと名古屋市が、を活用したアートート市民村構想を展開していた場所です。ガランとしたを活用した市民村、アトリエとしてい家に空間を提供する、また残念ながら港会館のホールは廃止する計画のようですが、をやのためのホールとしてらせることはできないのでしょうか。

またせっかく水路や温泉施設も残っているのですから、例えば水館の別館として再生し、ガーデンふ頭全体を自然との共生を考える空間として一体的に整備することも考えられると思います。

以上のようなプランもふくめて、いろんな構想を市民県民からってみてはいかがでしょうか。イタリア村を新たなにぎわい空間として再生する過程そのものを市民県民の参加で、し

もうじゃないですか。

イタリア村のマイスイメージがつきまとうなか、事業用地はいままでよりく、かつの活用という条件は残したまま、しかも景気は深刻な後局面です。新たな民間事業者の進出を期待するだけでは、考えがすぎます。

事業再生の取り組みは、対象を民間事業者だけに限定せず、もっと幅広くアイデアをっていくことを求めます。いかがでしょうか。

年内には事業手法・内容について示すことを目指す

【総合開発担当部長】再生に向けたいくつかのご提案をいただきましたが、本年7月に公表したとおり、年内には事業手法・内容について示すことを目指しています。

金城ふ頭の開発計画の姿勢について

【山口議員】管理組合が、ガーデンふ頭のにぎわいを取り戻すことに成しないならば、金城ふ頭での「ものづくり文化交流拠点構想」への危がいつそう高まることを最後に指摘しておきたいと思います。

私たちは、名古屋市が進める「ものづくり文化交流拠点構想」そのものが、民間で十分できる企業博物館づくりに多額の税金をつぎ込むもので問題だと考えています。それ以外でも問題点は多々ありますが、今回は、土地交換にも関係することですが、開発主体がバラバラな点を指摘しておきたいと思います。

博物館をつくる東海は、自分たちの創業20周年にあわせて自分たちのペースで博物館をつくれます。行政のペースではやってられないようです。

名古屋市はその博物館のために基整備をするというのですが、駅から博物館までのアクセス道路は、管理組合の所有地のままです。どうして名古屋市の所有にしないのでしょうか。

したアトレットモールが計画されていた所は「にぎわいーン」の予定地ですが、そこも名古屋市ではなく管理組合が土地を所有したまま、開発を担当します。

しかも博物館のまわりの 港 役がそのまま行われ、 成 自動車はずらっと ぶ光景はそのままなのです。 交流厚生用地なのか、港 用地なのかも中 半 です。

ア トレットモールなど金城ふ頭のにぎわい づくりがうまくいかず、イタリア村も 。こ のまま管理組合に、にぎわいづくりをまかせて 大 夫か という声まで聞こえてきました。私 も心配です。経済情勢が厳しさを増すなか、民 間企業の提案にひきずられる開発、営利企業の 進出にすべてを委ねるような開発では、うまく いかないと思います。

そして金城ふ頭が、 いに賑わったとしても、 こんどはガーデンふ頭からは賑わいがなくなる。 コンテ 物ではありませんが、にぎわう場所



金城ふ頭に計画中のモノづくり文化交流拠点構想

がシフトするだけで、全体の需要を過大に見積 もる開発計画になるおそれが強いのです。

開発主体がバラバラでは、チグハグな事業展 開になるのではありませんか。

金城ふ頭の開発計画に、管理組合はいったい どのような姿勢で もうとしているのか、うか がいます。

メッセ機能の向上、あおなみ線の利用促進等を図る観点で

【企画調整室長】金城ふ頭の開発は、港 計画 において、ふ頭中央部の約55 を交流厚生用地 と位置づけ、民間活力を取り入れながら、賑わ いづくりを進めるとしています。

今後の展開に当たっては、メッセ機能の向上、 あおなみ線の利用促進等を図る 点から、名古 屋市とも連携して、金城ふ頭の開発を進めてい きます。

問題は解決していない。引き続き追及したい(意見)

【山口議員】イタリア村と金城ふ頭も、他人事 のような答弁では困ります。特に未払い 金な どの労働債権は、 分による弁済では約4割し か配当されないのが現状です。まだ、問題は解 決していません。イタリア村と金城ふ頭につい ては、委員会審議の場などで、引き続き追及し ていきたいとおもいます。



地中から 庁舎完成遅れも

同業者は移転に伴 業などの企業グルー プに追いつき、白紙に 戻り、ルートの解除に 伴って計画は、環境 への影響はないと いう。

（赤川肇）

名港管理組合整備事業

ホテル業者進出断念

「建設費めど立たず」

名古屋管理組合（管理者・神田真秋知事）の本庁舎等整備事業で、ホテルの出 店を予定していたルートインジャパンが「建設費の借入れのめどが立たない」と して、進出を断念していたことが分かった。本庁舎とは別棟のため、本庁舎建設自 体への影響はない。

の解除に伴って計画は、環境への影響はないと いう。

（赤川肇）

地中からの油分が見つかった 新庁舎用地＝名古屋港地区で 誘致する。 組合による 点で可能性の有無は何 ともしえない（広報 室）としている。

このほか同業者をめ ぐっては地中から油分 （百六十室定員 二百人と立休 が見つかれば、組合は 「土の入れ替えが必要 で完成が数カ月遅れる 見通し」と説明。生活

白紙に戻り、ルートの解除に 伴って計画は、環境 への影響はないと いう。

（赤川肇）

08.12.24 中日

各常任委員会の概要(閉会中審査)

11月4日 教育子ども委員会 かとう典子議員

請願審査

子どもたちが健やかに育つ公的保育を守るため 公立保育園の廃止・民営化やめて！

11月4日の 育子ども委員会では、子ども青少年局及び 育委員会関係の請願審査が行われました。

大量の民営化は企業参入への道

名古屋市は、昨年、公立保育 の民営化を推進する方針（「保育施策のあり方指針」）を発表し、今年9月には、当面20～25の公立保育 を民営化するという整備計画案が公表されています。

かとう議員は、公立保育 の廃止・民営化に反対する請願に関わって、「 武保育 民営化では、引き受けた社会福祉法人も苦勞して努力しているが、今後10も20も民営化するとなると、引き受ける社会福祉法人も限られ、企業が設立する法人が進出するのではないかと」として、首都圏で「ハッピースマイル」の名 で保育 等を経営していたエム イグループが経営難で22施設を閉鎖した例などをあげて、企業立保育 の問題点をたしました。当局は「市内の社会福祉法人で、民営化を引き受けるニーズは十分ある」としながらも、企業が設立する「企業がバックにあるとしても、社会福祉法人になれば経営はまったく別であり、バックの企業の経営が悪くなっても閉鎖ということはない」と答えました。

かとう議員は「保育や子育ては、 けの道具ではない。大量の保育所民営化は、営利企業の参入に道を開くことになりかねない」と主張、請願採択を求

公立保育所 延長保育実施箇所数の推移

2006年	2007年	2008年
41カ園	49カ園	61カ園



めましたが、与党議員の反対で不採択となりました。

延長保育なく「二重保育」にたよる実態

北区での公立保育 の延長保育拡大をもとめる請願について、かとう議員が「 母・職員から要望の強い公立 でも実施していない所があるが、どのような基準で選定するのか」とたしたところ、当局は「18時の時点での在 児数を基準に、過去3年の実績や地域バランスを考慮して選定する」と答えました。かとう議員は「フルタイムで働き延長保育の必要性が高くても、 母に見てもらったり、お迎えまで含めて 児室に頼むなど『二重保育』をしている親もいる。実態を踏まえて延長保育を拡大すべき」と求めましたが、請願は保留となりました。

冷水プールの存続求める請願は門前払い

振 ・天白の冷水プールの請願については、委員長が「9月議会ですでに議会意思決定済み」として審議抜きで打ち切りを提案。かとう議員は「プール存続を願う市民の要望をしっかりと審議すべき」と主張しましたが、審査打ち切りとなりました。

11月11日 財政福祉委員会 わしの恵子副委員長 くれまつ順子議員

「介護保険料引下げ」は黒字見込むも「保留」

請願審査

財政福祉委員会では請願・陳情の審査と「第2期名古屋市ホームレスの自立支援等に関する実施計画(案)」についての所管事務調査が行われ、くれまつ議員が質問しました。

健康福祉局は07年度決算で、介護保険の 字（保険料で22億円）を保険料値上げの抑制に使うとの認識を示しています。くれまつ議員の「08年度の状況は」との質問に、「07年度と同様の状況」と答えました。

一部報道（10月23日付「中日」）では、国が追加経済対策の中に、介護報 引き上げに伴い保険料が急激にアップするのを けるために、1200億円規模

の基金を創設し、保険料上昇分を補 する方針であるとの報道がされました。この件の質問には、「国に問い合わせても明確でない。介護報 を3%上げれば、普通は保険料も3%上がる」と答えるにとどまりました。くれまつ議員は保険料引き下げへの努力を求めました。

第2期 ホームレス 自立支援計画案

急速に増えるホームレスに対応を

04年7月から来年3月までの「第1期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を受け ぐ、

第2期計画案が策定中です。当初5年間とされていた緊急一時宿泊施設「名城公 宿泊所」(シェルター)の5年延長などが盛り込まれています。

派遣社員首切りで若者もホームレスに

くれまつ議員は計画(案)について、「昨年1月のホー

11月28日 教育子ども委員会 かとう典子議員

放課後
子ども
プラン

モデル事業実施計画案を発表

モデル事業実施校は学童保育のない学区で選定を

11月28日に学 保育とトワイライトスクールを一体的に実施する「名古屋市放課後子どもプラン」のモデル事業実施計画案について説明が行われました。

このモデル事業実施計画案は、7月に設置された有識者・関係者らによる「モデル事業推進委員会」での5回の審議をへて市がまとめたものです。

指導員が専任といえない実態でいいのか

計画案は、児 福祉法にもとづく学 保育事業を実施するとしながら、目的の違う「放課後子ども室事業(文科省所管)」と一体的に行うとしているため、留守家 児 の「生活の場」が十分保障されないのではないかと危 されます。

かとう議員は「モデル事業は留守家 児 が登録する『選択事業』の定員を約40人とし、子ども指導員を2人配置することを予定しているが、一人ひとりへの連 の記入などを考えれば、指導員は40人で精一。それ以外に、今トワイライトスクールに來ている30人くらいの児 が来たら、とてもすべての子どもに目が届かない」として、「すべての児 」を対象にしたのでは厚労省基準の「専任指導員」とは言えないと指摘しました。

一方、民主党議員は「このプランは、2つの事業のよいところを取り入れて第3のまったく新しい事業を行うのであり、事業の対象はすべての児 だ。留守家 児 と、その他の児 を区別してはいけな」などとして全児 を同じように扱うことを強く主張しました。

また自民党議員は「いまの経済状況の中、 労支援で子どもを遅くまであずかる必要性はわかるが、小学 低学年の児 を、毎日10時間も学 に して『豊かな放課後』と言えるのか」と述べました。

モデル学区では学童保育は併存できない

計画案では、来年度から各区1学区でモデル事業を実施するとされていますが、その学区には現在、

ムレス調査に基づいており、最近の派 社員首切りによるホームレス増加の状況に対応していない。党市議団の先月の調査では 島 に空きが5名しかなく急増し、24才の 者もいた」と実態を示し、施設不足や 労支援にいっそうの対応を求めました。

民間(育成会)で学 保育を実施している学区も含まれています。

かとう議員は「モデル事業を実施すると、その学区の学 保育の補助金はなくなるのか」とたずね、当局は「地元の理解が前提であり、学区内の学 保育にも協力をいただいて進めていく」と答え、事実上、既存の学 保育をモデル事業に組み入れていく考えをしめしました。

かとう議員は「学 保育のあるモデル事業候補学区で、すでに断ったところもあると聞いている。いまでも学 保育は足りないのだから、モデル事業をやるなら、学 保育所がなくて困っている学区でやるべきだ」と主張しました。また「学 保育を 在的に必要とする児 数は大変多い。放課後子どもプランをどうするかにかかわらず、既存の学 保育所への助成を拡充すべき」と求めました。

モデル事業実施計画案の概要

事業内容	○参加するすべての子ども :「遊び」「学び」「体験」「交流」「生活」の場を提供 ○昼間保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の子ども :より生活に配慮した取り組み(選択事業)											
活動時間	ア 平日 放課後17時19時 <table><tr><td>(学校の授業時間)</td><td>基本時間帯 (すべての参加児童)</td><td colspan="2">延長時間帯 (選択事業へ参加する児童のみ)</td></tr></table> イ 土曜日・長期休業中 8時10時17時19時 <table><tr><td>延長時間帯 (選択事業へ参加する児童のみ)</td><td>基本時間帯 (すべての参加児童)</td><td colspan="2">延長時間帯 (選択事業へ参加する児童のみ)</td></tr></table> (開設日は日曜日、祝日、年末年始などを除く毎日) *選択事業へ参加する児童に17時を目安としておやつを提供				(学校の授業時間)	基本時間帯 (すべての参加児童)	延長時間帯 (選択事業へ参加する児童のみ)		延長時間帯 (選択事業へ参加する児童のみ)	基本時間帯 (すべての参加児童)	延長時間帯 (選択事業へ参加する児童のみ)	
(学校の授業時間)	基本時間帯 (すべての参加児童)	延長時間帯 (選択事業へ参加する児童のみ)										
延長時間帯 (選択事業へ参加する児童のみ)	基本時間帯 (すべての参加児童)	延長時間帯 (選択事業へ参加する児童のみ)										
対象児童	○名古屋市内に通うすべての子どものうち、原則としてモデル事業実施学区に在住する児童(選択事業) ・原則として小学校1～3年生 ・健全育成上指導を要する子ども *定員に余裕がある場合は4～6年生も受け入れ ○選択事業に保護者負担を導入(時間延長と日々の生活の援助のため。おやつ代は別途実費)											
モデル事業実施校類型	①トワイライトスクール時間延長モデル事業実施学区 ②トワイライトスクール、留守家庭児童健全育成事業がともに実施されている学区 ③トワイライトスクールが実施され、留守家庭児童健全育成事業が実施されていない学区											

声明・申し入れなど

9月議会以後11月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 子どものいる世帯に資格証明書を発行せず、国民健康保険証を発行することを求める申し入れ (11月10日)
- 2 年末年始の援護対策など、景気悪化のなかで急増するホームレスに対する援護施策の拡充を求める申し入れ (12月1日)

子どものいる世帯に資格証明書を発行せず、国民健康保険証を発行することを求める申し入れ

2008年11月10日

名古屋市長 松原武 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 わしの 子

貧困と格差が広がり、国民健康保険料が払えずに、滞納する世帯が増えています。本市は今年度国保料の大幅値上げが行われ、保険料の長期滞納者に20年度8月末現在で資格証明書を1381世帯に発行しました。その世帯のなかに、乳幼児が35人、小学生は71人、中学生は45人の子どもが含まれ、子どものいる世帯は100世帯に及ぶことが明らかになりました。

こうした世帯は、資格証明書の発行により、窓口で全額医療費を負担しなければならず、受診抑制がおきているのではないかと大変危 されます。せっかく、所得制限もなくすべての子どもに拡充された医療費助成制度が、親の保険料を負担する能力がないために、受けられないということは、子どもの医療費助成制度を作った主旨にも反するものです。

国はこの問題で、世帯の事情の や短期保険証の活用とともに、緊急的対応として申し出があった場合に、子どもにのみ短期保険証を交付するように通知しています。しかし、親に保険証がなく、受診抑制で親が健康を害するようなことがあれば、その子の生活は保障されません。

子どものいる世帯は「特別な事情のある世帯」と判断して資格証明書発行の適用除外とすべきです。

よって、以下の内容について、実現されることを申し入れます。

記

- 1 国保の保険料滞納世帯の中で、子どものいる世帯には資格証明書を発行せず、正規の保険証を交付すること

年末年始の援護対策など、景気悪化のなかで急増するホームレスに対する援護施策の拡充を求める申し入れ

2008年12月1日

名古屋市長 松原武 様

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの 子

アメリカ発の金融不安・景気悪化が、日本経済にも深刻な影響を及ぼし始めています。とりわけ輸出 存度が高い自動車産業など、この地域のものづくり 造業は大きな影響を受けています。このような状況下でいま企業の現場では、派 労働者の雇い止めなど、非正規労働者が雇用の調整弁として っ先に解雇される事態が多発しています。

とりわけこの地方には全国から多くの人々が「名古屋は元気だ」との評判を聞き、職を求めて派 会社に登録し、会社の で暮らしながら 造現場に派 されてきました。らの多くがいま「派 切り」と呼ばれる厳しいリストラで、職と住を一度に いホームレス状態になり、新たな職と住を求めて都会へと集まってきているのです。

名古屋市が設置している自立支援センター、一時保護所、シェルターなどのホームレス援護 施設は、この半年間でどこも入所者が急増し、ほぼ満員状態となっています。

このままではこの年末には、路上や公 、ネットカフェなどで年越しせざるをえない人々が市内にあふれることが予想されます。

名古屋市はこれまでも、住居のない人たちに対し、一時相談窓口を設け、無料宿泊施設を開設するなど年末年始の援護施策を行い、健康回復や労支援に一定の役割を果たしてきました。これまでの援護施策を拡充し、深刻な景気悪化と雇用 壊のなかで、年の を万全の体制で迎えるために下記の事項を実現されることを申し上げます。

記

1. 一時相談所の開設日数を年末の3日間から年始を 含む10日間程度に拡大すること
2. 無料宿泊所「 見 」を年末年始だけでなく3 月末まで開設期間を延長すること
3. ネットカフェ難民対策として、住居確保のための 時的な資金 付事業を行うこと
4. 生活保護の適用を、住居の確保が困難な市民に対 しても積極的に行うなど、ホームレス援護施策だけでなく、生活保護制度を活用した自立支援施策をす すめること
5. 派 受け入れ企業及び人 派 企業とその業界団 体等に対して、安易な解雇を行わず、次の仕事が見つかるまで からの 去を強制しないことなど、職・ 住の確保に企業としての社会的責任を果たすように、県とも連携するなどして働きかけること
6. 愛知県に対し、派 労働者や期間従業員の雇い止 めの多発に対し、援護と相談の施設や窓口を設けるなど、必要な対策を講じるよう申し入れること
7. 国に対し、ホームレス援護施策に対する財政支援 を強めるよう申し入れること

資料

資料1 省庁交渉の結果について(12月13日)

資料1 省庁交渉の結果について(12月13日)

要

- ・実施日：12月5日(金)
- ・日程：厚生労働省 10：20～11：00 国保の保険証について（院第1議員会館にて）
11：10～12：00 雇用問題について（同上）
13：15～14：00 生活保護問題について（同上）
13：15～14：15 障害児デイサービス、人工透析について（本省にて）
国土交通省 11：20～12：00 トラック輸送について(国交省にて)
- ・参加者：市議団（わしの子、原紀子、かとう典子、山口きよあき、くれまつ順子、原、安間）
々木 昭 院議員、井上哲史参院議員、古由起子、八田ひろ子、愛子、木村
党県委員会（々木明、西田和）、東海ブロック事務所（北田）、国会議員 書
国民健康保険料（税）滞納世帯への保険証取り上げ・資格証明書交付の中止に係わって

【要請内容】

- ①保険証とりあげ、資格証明書交付を中止すること
- ②05年5月23日付『国保実務』にある土 和 厚労省国保課長補 が、乳幼児を資格証明書の対象外とするように述べている。子どものいる世帯をすべて資格証明書交付の対象としないこと
- ③こうした取扱いを理由として交付金などで自治体が不利にならないようにすること

【回答】

- ①②国保は相互扶助。国保料を1年以上滞納した場合、特段の事情を除き保険証の返還と資格証明書の発行。こうした事務を通じて滞納者と接する機会をつくり市町村で適切に対応する。市町村には機械的に行わないように通知した。とくに子どもがいる世帯には柔軟に対応するように。緊急的な対応として特別な事情と市町村が判断した場合短期保険証を出すように。「悪質でない」は市町村の判断。特別な事情を一律に判断はしない。乳幼児がいるから一律に発行する自治体があるが、法にあわない。戸別 問など事情が必要。『国保実務』にある一文は事実だが一課長補 の一文に過ぎない。なぜこのように書いたのかはわからない。
- ③現在、そういうことは考えていない。子どもにだけ被保険者証を出した市町があるが国保法では世帯単位が基本であり、そうした自治体に具体的な処置はしないが法令違反だ。

【質疑】

- ・わしの「名古屋市では子どものいる家 に資格証明書を発行したのは100世帯151人。厚生労働省は、子どもだけに保険証を発行するのは違法だというが、われわれも世帯に発行をすべきだ、と名古屋市に申し入れた。市は「特別相談」を12月10日までにやって、別紙（ ）のような案内を滞納者に届けている。こんなことが書いてあっていいのか」ここまでやれとは指導していない。これは しですね。
- ・々木「財産差押えの法的根拠は。 の2つは削除させるべきだ」 税金と同じ。これで何人が相談に来たか、名古屋市に聞いてみたい。
- ・くれまつ「名古屋市の「特別相談案内」には、「あなたの世帯の中学生以下のお子様については、通常の有効期限より短くした保険証（短期保険証）をお しします。」とある。子どもだけに発行するのは違法ということか」 そうだ。法令上は世帯が基本であり、違法の疑いが強い。
- ・山口「名古屋市は本会議でも 々と「子どもには す」と答えていた。名古屋市は国保推進員が滞納者を問している。現実にはできるだけ実情を し国の通知よりも一歩改善して病気になる前でも短期保険証をしている。資格証明書を してしまうと接 の機会が減ることになる。今の国保には自営業の子どもよりも非正規労働者の子どもが増えている。層が変わってきている。資格証明書は子ども医療費無料制度の新たな所得

※別紙

資格証明書であっても、保険料の納付義務はありますので、このまま未納が続きますと、法令の規定により財産の差押えその他の措置をとることになります。※下記の未納保険料に、年7.3%の割合で計算した金額が延滞金として加算されます。

制限だ」 名古屋市の特別相談の状況を調査する。

大企業による大量の「首切り」「雇い止め」に 止めをかけ、雇用と暮らしを守ることにについて

【要請内容】

- ①雇用対策法で義務づけられている、大量離職届及び再 職援助計画の提出については、「1 月の期間内の常時雇用労働者30人以上」に限定せず、派 労働者や機関労働者も含め30人以下も義務づけ、大量解雇を規制し、再 職の支援を厳格に行うこと。
- ②経済団体、主要企業に対する指導と監督を強化すること。
- ③ 業した労働者の生活と再 職への支援を抜本的に拡充すること。非正規労働者も 業給付が受けられるように改善すること。雇用保険から排除されて未加入だった労働者も含め、生活と再 職、職業 、住宅などへの支援を抜本的に強化すること。
派 の打ち切りと同時に、 などの住居からすぐに 去させず、再 職まで保証するように派 元、派先の各事業者を求めること。減産を理由にした解雇や派 の打ち切り、更新の拒否などはすべて雇用保険の 職理由を「会社都合」にすること。
労働者派 事業法を抜本改正し、派 労働者の生活と権利を保護する派 労働者保護法とすること。派労働は常用雇用の代替にしてはならず、 時的・一時的業務に限るという原 を明文化すること。

【回答】

- ①対象者は6 月超雇用の派 が基本。30人以下でもハローワークが相談にのる。30人未満の解雇で再 職援助計画の提出義務づけは難しい。
- ②派 労働者が中 解除されるのは違法とまではいわないが ましくなく、 けるべき。中 解除はしないよう派 元、先に指針を示し措置を求めている。11.28通知。
- ③ 業により 職困難になった場合の離職者支援資金の 付が適切に行われるよう周知に取り組む。職業も国の仕事として安心して受講できるように取り組む。
会社都合になっている。会社が「自己都合」にし向けることについては・・・(メモれず)
研究会報告書には「 時的・一時的」の記述を維持している。

【質疑】

- ・わしの「離職者支援資金の活用状況は」 よくわからない。社会局対応で別 。
- ・木村「減産だから解雇も仕方がないと思われ、あきらめている人が多い」 職したときに「しかたない」とあきらめて手続きをやめてしまうことのないように、職安が状況を聞き取るように指導したい。
- ・八田「ハローワークの職員は難しいといっている」
- ・ 々木「雇用保険未加入者は解雇されればすぐ生活に困る。 及してもらえるようにするとか改善できないか。党本部にも12月に自 するというメールが入り、 々もさがしている。たいへんな事態になる。派 を拡大した政府の責任は大きい」 20時間以上、1年以上雇用される非正規労働者は雇用保険に加入させなければいけない。離職予定があるときにその要件を満たしていても手続きされていない労働者がいないか事業者に確認するよう指導する。 って雇用保険の支給はできる。
- ・八田「年越しができるかどうかがかかっている。トヨタは3月までに3000人を切る。スピード早く対応を」再 職支援は離職者が多いほど重要。30人以上の場合は計画を提出させる。対象労働者の範囲を検討している。30人以下は任意なので労働局での対応が難しいのはおっしゃるとおり。
- ・ 々木「総理が首切りするなど日本経団連に言ったのにどんどんやられている。労働局が首切りの受付みたいなことではだめだ。厚労省の窓口が企業をしっかりと指導せよ」
- ・八田「再 職支援は事実上できない。派 切りは大企業とその関連会社も含めれば愛知県でも4千人どころか1万人にのぼる。正社員を減らして派 にしてきた。住宅も福祉に頼らず、企業が正社員の に派 社員も住まわせるように産業・雇用政策の中で考えよ。福祉に投げては受けられない。ハローワークに総合的な窓口を設けるべきだが人も場所もない。本庁はどう考えているのか」 安定 職 ビ ーター150カ所、マザーズビ ーター108カ所。
- ・八田「 ビ ーターは大量解雇が起こる前にできたもの。全然次元が違う。豊田市のハローワークにはいい 業者がくる。現場も だ。ハローワーク所長も「経験したことがないこと」といっている」
- ・ 「働く権利を守る役所として労働時間の短縮で雇用を増やすとか、すぐに首切りをする企業の姿勢をただしてほしい」 派 の中 解雇は違法とまでは言えないが、派 元の解雇は違う。派 先からの中 解雇

は労働者への影響が大きく ましくない。派遣 契約は事業者間の契約で違法とまでは言えない。ぎりぎりまで指導する。

生活保護制度の充実と生活・住居困 者への一時保護施設設置について

①国として雇用促進住宅の空き家の提供、民間施設借り上げを含め、一時保護施設（シェルター）を早急に各地に設置を。

②生活保護の住宅扶助基準は特別基準を含めても、民間の平均 料と比べても低すぎる。住居で安定して生活できる水準に引き上げを。

【回答】

①雇用促進住宅は雇用保険で整備しており一般的生活困 者のために使うのは困難。31年までに譲 ・廃止の 了を閣議決定している。ただし廃止決定をしていない約半分の住宅は空きがあれば審査のうえ入居。住居確保のための初期費用（ 金敷金）は東京都、神 県、愛知県に国の補助を受けた 付制度がある。また、ハローワークでは住み込みで働くところを紹介している。14年8月、一時的な宿泊場所を提供するシェルター事業を自立支援として自治体と協力して進めている。

②自治体毎に基準額を決めている。名古屋市は民間住宅 料よりも低いとの指摘だが県内の調査では現行で対応が可能。家 C P I（ ）では改定額を1000円単位で改定するが、名古屋市ではこの基準額になる。

【質疑】

・わしの「名城シェルターでは1日1食。また、満 状態であり早急に施設設置を」 景気後 によりホームレスが増えている。15 19年1月 20年1月、21年1月と調査し対応していく。

・わしの「本市も5カ年計画を作成したが、直近の状況を計画に反映させていない。見直しを指導するのか」自治体から申請があったものは補助していく。

・わしの「それぞれの施設への補助は申請を受けてやっているのか」 あつた、なかむらは国の補助事業。国の要 にあっていれば補助する。

・山口「シェルターは2カ所あったのを1カ所へ。ところが今は、長期間ホームレスを体験することなく住み込みで働いていたものが追い出されていきなりシェルターに来る。公 をきれいにするという目的とずれてきている。自立支援が 心だが、自立支援事業なかむらでは20年度上期、名古屋市内出身者は4人、その他が90人。愛知、名古屋は元気と言われて名古屋に来る。生活保護 みに国でも援護施策を。愛知チ レンジネットによる住宅の入居相談は1件も成立していない。初期費用を貯めることができない。雇用促進住宅では廃止決定してもまだ住んでいる人がいる。空きがあるのだから活用するべきだ。厚労省は住み込みを紹介すると言ったが、あいちチ レンジネットでは相談者には住み込みは紹介しない。すぐに解雇されてホームレスに戻るからだ。弱点になっている住宅確保を」

・八田「厚労省回答にびっくりした。自立支援センターでも住み込みは紹介しないといていた」 チ レンジネットでは初期費用の 付事業を行う。住宅初期費用上限40万円、生活資金上限20万円。雇用促進住宅につ



国土交通省に要請書を手渡す



厚労省に要請書を渡す。

いては雇用保険を財源に独立採算で運営しており、家 支払い能力がない人には入居させられない。家 滞納件数が増えつつある中で滞納するおそれのある人を入居させることはできない。廃止決定が半分の住宅で行われているが、説明会を開催して理解を求めている最中であり、そのなかで 与要件に該当しない人を入居させることは混乱を招く。廃止決定された住宅では 去がすすんでおり、それ故に空きがある。

・八田「発想の転換をしてほしい。ホームレスから家 を取ろうとすることがおかしい。大 業の が来るときに国がきちんとやるべきだ」 雇用促進住宅の主旨にあわない。閣議決定を変えることは難しい。

・山口「住宅扶助は10年間変わっていない。横 市が53,000円なのに。カインドネスや I のような事業者ではだめだ」 調査では名古屋市は安い。これで保護世帯の97%をカバーできる。

そのほか、トラック輸送事業所の公正取引と労働環境に関する申し入れ、障害のある子どもの放課後活動事業の制度化に関する申し入れ、人工 析の改善に関する申し入れなどについても行いました。

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)
梅原紀美子
TEL 915-2705



(西区)
わしの恵子
TEL 532-7965



(昭和区)
さとう典生
TEL 853-2801



(中川区)
江上博之
TEL 363-1450



(港区)
山口清明
TEL 651-1002



(守山区)
くれまつ順子
TEL 793-8894



(緑区)
かとう典子
TEL 892-5190



(天白区)
田口かずと
TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ

日本共産党名古屋市会議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料 No.161

2008年12月25日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>